資料－1

第10回 湧別川流域治水協議会
第10回 渚滑川流域治水協議会

説明資料

北海道開発局　網走開発建設部

令和6年7月17日

流域治水

１．これまでの経緯と今後の取組について

従来の主な治水対策の考え方

洪水氾濫を未然に防ぐ対策

比較的発生頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、

- 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して堤防を安全な構造とするための堤防整備を行います。
- 洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施しています。

河道掘削
河川を掘削して水の流れる断面を大きくして水位を下げる

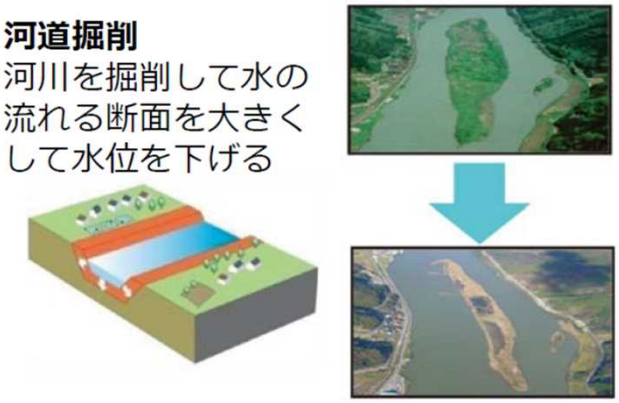

引堤
川幅を広げることにより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる

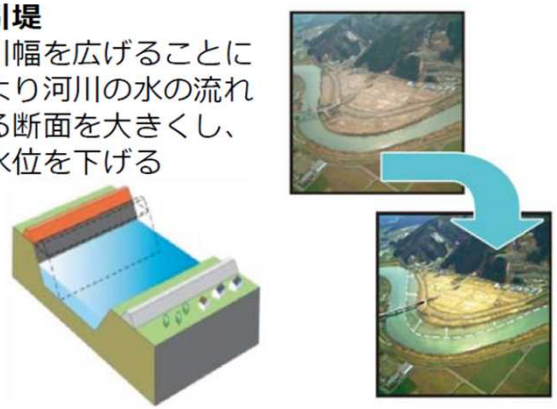

堤防整備
堤防をつくり水の流れる断面を大きくする

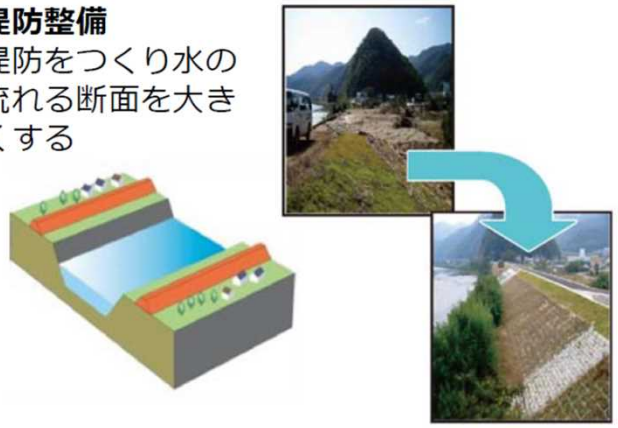

洪水等による堤防への浸透・侵食作用に対して、安全な構造とする

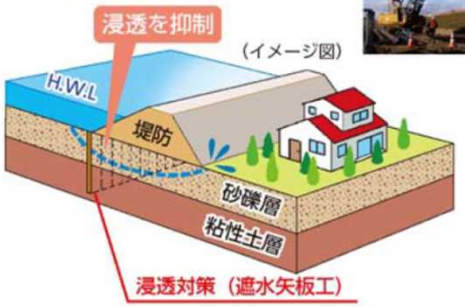

洪水調節施設（遊水地、ダム）
遊水地、ダムで水を一時貯め、洪水時の河川の水位を下げる

遊水地

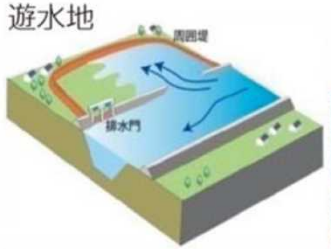

ダム

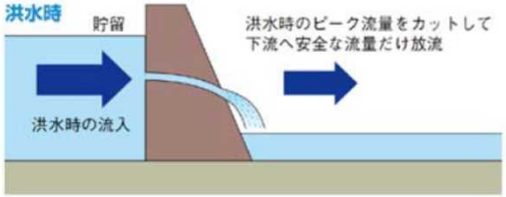

※ 河川事業概要2024（国土交通省水管理・国土保全局）より抜粋

「流域治水」を推進するに至る経緯

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成27～29年

平成27年9月関東・東北豪雨

①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
（茨城県常総市）

平成28年熊本地震

②土砂災害の状況
（熊本県南阿蘇村）

平成28年8月台風10号

③小本川の氾濫による浸水被害
（岩手県岩泉町）

平成29年7月九州北部豪雨

④桂川における浸水被害
（福岡県朝倉市）

平成30年

7月豪雨

⑤小田川における浸水被害
（岡山県倉敷市）

台風第21号

⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害
（兵庫県神戸市）

北海道胆振東部地震

⑦土砂災害の状況
（北海道勇払郡厚真町）

令和元年

房総半島台風

⑧電柱・倒木倒壊の状況
（千葉県鴨川市）

東日本台風

⑨千曲川における浸水被害状況
（長野県長野市）

令和2年

7月豪雨

⑩球磨川における浸水被害状況
（熊本県人吉市）

近年の大きな災害（平成２８年８月　北海道）

平成28年8月　一連の台風による災害の概要（北海道）

○ 8月に相次いで発生した一連の台風により、石狩川水系空知川や十勝川水系札内川における堤防の決壊、常呂川水系常呂川における越水等の被害が発生。
○ 国土交通省では、堤防等の応急復旧を実施するとともに、台風上陸前からリエゾンを派遣し、支援に必要となる被害情報の把握、災害対策用機械等の派遣調整等を行うとともに、全国からTEC-FORCEを派遣し、被災状況調査や排水ポンプ車による緊急排水等の支援を実施。（TEC-FORCE のべ1,504人・日）

石狩川水系空知川
（南富良野町）（台風第10号）
堤防決壊　2箇所
浸水面積　約130ha　浸水家屋183戸

空知川の堤防決壊状況　（南富良野町）

十勝川水系札内川（帯広市）
（台風第10号）
堤防決壊　2箇所
浸水面積　約50ha　浸水家屋2戸他

札内川の堤防決壊状況（帯広市）

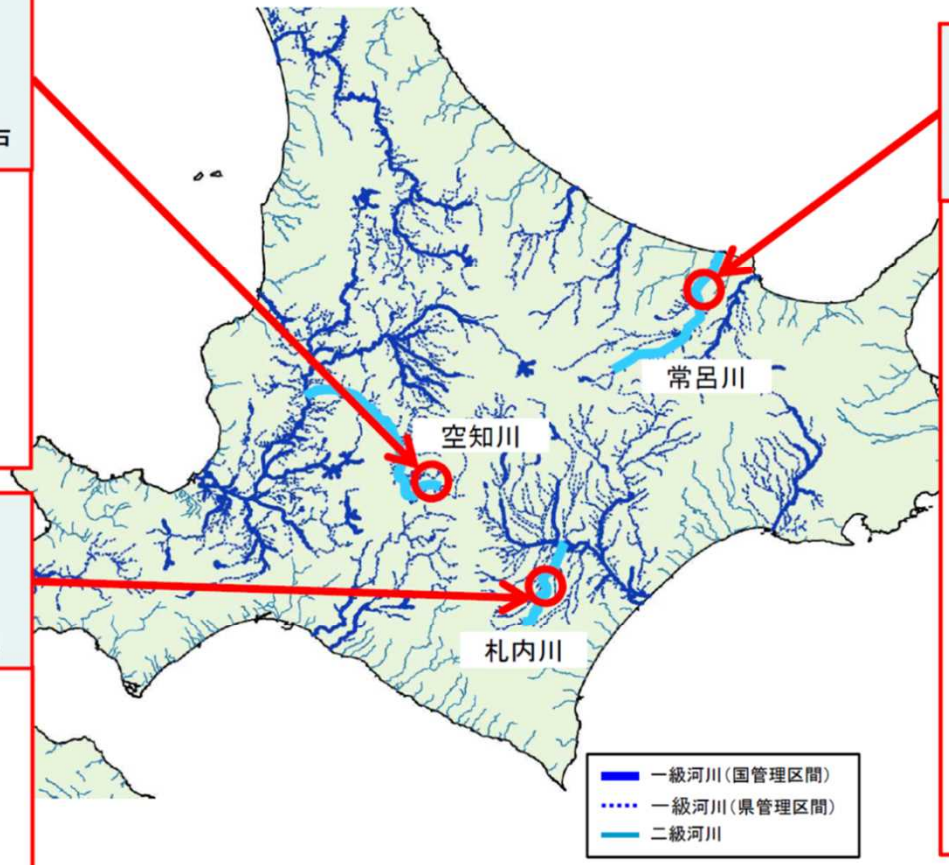

常呂川水系常呂川（北見市）
（台風第9、11号）
堤防決壊　1箇所　越水4箇所
浸水面積　約215ha

常呂川の堤防法崩れ（北見市）

浸水状況（北見市）

※　記載されている数値や図表は速報値であり、今後、変更となる可能性があります。

近年の大きな災害（平成３０年７月　西日本）

2.2. 平成30 年7 月豪雨、台風第21 号

平成30年7月豪雨の概要

○ 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。

○ これにより、死者237名、行方不明者8名、住家の全半壊等22,001棟、住家浸水28,469棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1

○ 避難指示（緊急）は最大で333,999世帯・738,738名に発令され、その際の避難勧告の発令は119,191世帯・255,503名に上った。※2

※ 広島県については、避難指示（緊急）（696 地区）、避難勧告（216 地区）及び避難準備・高齢者等避難開始（5地区）を合算して 368,115 世帯、803,341名に発令

○ 断水が最大282,494戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※2

※1：内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について（平成31年1月9日17時00分現在）」（平成31年1月9日）
※2：内閣府「平成30年7月豪雨による被害状況等について（平成30年7月9日19時30分現在）」（平成30年7月9日）

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況

■各地で土砂災害が発生

近年の大きな災害（令和元年１０月　東日本）

2.3. 令和元年東日本台風（台風第19 号）【概要】

令和元年東日本台風（台風第19号）による一般被害

○ 令和元年東日本台風（台風第19号）の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生。これにより、死者77名、行方不明者8名、住家の全半壊等7,231棟、住家浸水66,938棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

※内閣府「令和元年台風第19号に係る被害状況等について（第22報）」（令和元年10月25日 7:30現在）

信濃川水系千曲川（長野県長野市）

堤防の決壊等により、約1,360haが浸水。市全体で床上浸水3,305戸，床下浸水1,781戸（11/8※）の家屋被害等が発生。

※長野県ウェブサイト

国管理河川で約25,000haの浸水

阿武隈川系阿武隈川（福島県須賀川市ほか）

堤防の決壊等により、約3,400haが浸水。市全体で床上浸水868戸，床下浸水208戸（11/5※）の家屋被害等が発生。

※須賀川市ウェブサイト

荒川水系越辺川、都幾川（埼玉県川越市ほか）

堤防の決壊等により、約2,220haが浸水。市全体で床上浸水329戸，床下浸水72戸（11/1※）の家屋被害等が発生。

※東松山市ウェブサイト

久慈川水系久慈川、里川（茨城県常陸大宮市ほか）

堤防の決壊等により、約1,650haが浸水。市全体で床上浸水475戸，床下浸水87戸（10/15※）の家屋被害等が発生。

※常陸大宮市ウェブサイト

近年の降雨傾向

近年、雨の降り方が変化

○ 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加。
○ 気候変動の影響により、水害の更なる頻発・激甚化が懸念。

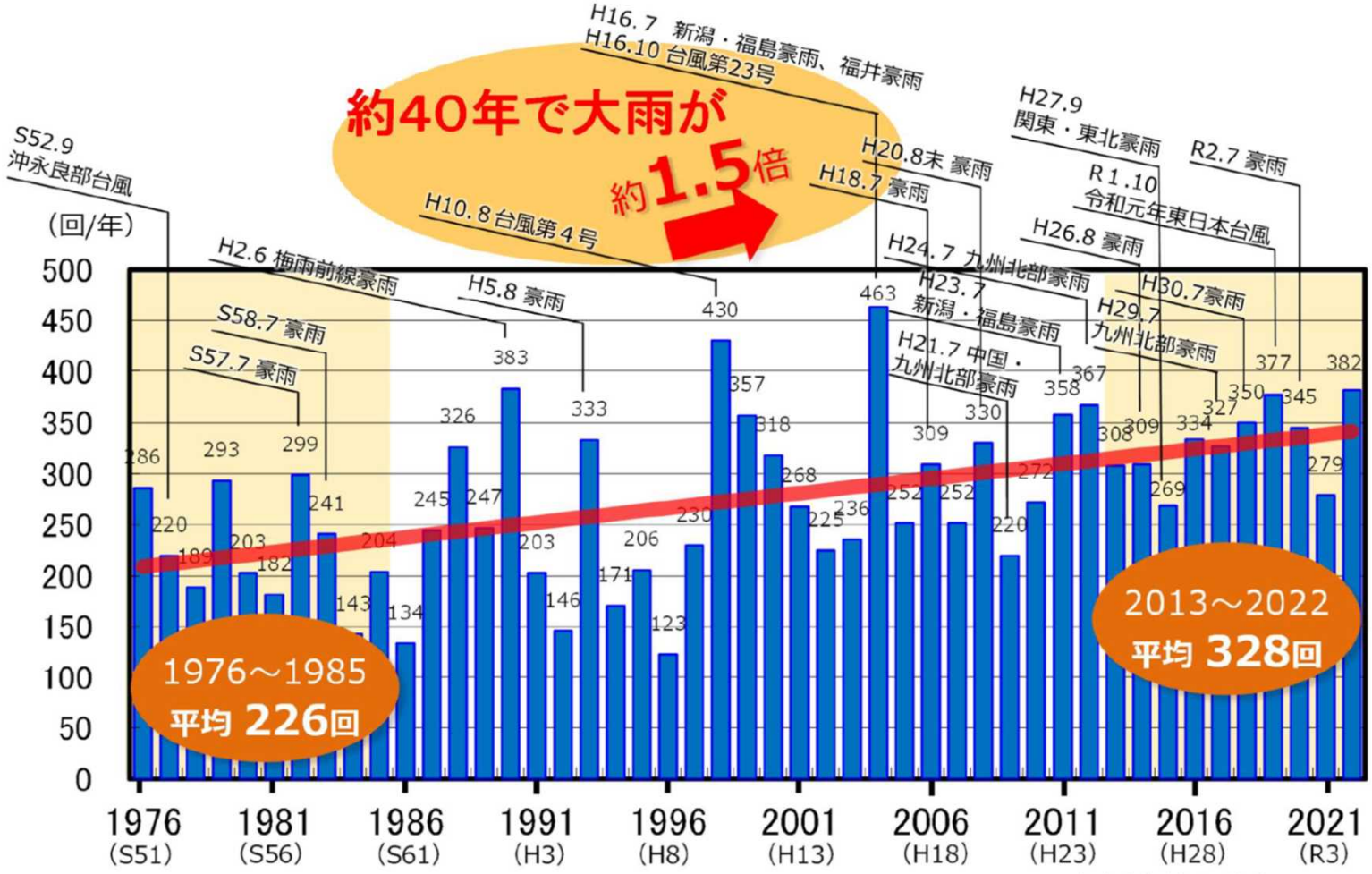

1時間降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス1,300地点あたり）

＊気象庁資料より作成
（気象庁が命名した気象現象等を追記）

水害の頻発化

みんなを襲う水災害

令和２年までの10年間、1回も水害、土砂災害が発生しなかった市町村は、わずか41。水災害は国民全員に関係し、これからリスクがますます高まろうとしている中、産官学民が協働して「流域治水」を推進し、社会の安全度を高めていくことが重要に。

行政の取組だけでなく、企業・団体、個人に流域治水の理解、浸透を図り主体的な行動を促していくことが重要。

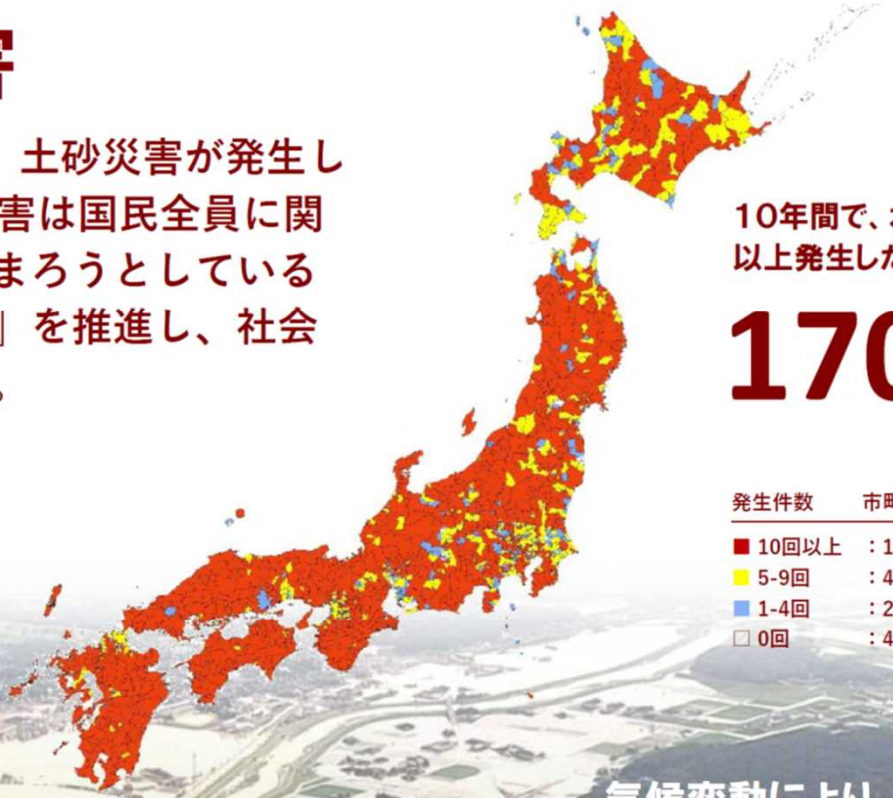

10年間で、水害・土砂災害が1回以上発生した市町村の数

1700（全市町村数：1741）

発生件数	市町村数
■ 10回以上	：1005
■ 5-9回	：427
■ 1-4回	：268
□ 0回	：41

全国の市町村における10年間の水害、土砂災害の発生件数（平成23年～令和２年）

出典：水害統計（国土交通省）

気候変動により、これから洪水発生が増えることが懸念されている。

＜地域区分毎の降雨量変化倍率＞

地域区分	2℃上昇（暫定値）	4℃上昇	4℃上昇 短時間
北海道北部、北海道南部、九州北西部	1.15	1.4	1.5
その他12地域	1.1	1.2	1.3
全国平均	1.1	1.3	1.4

※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと

表：降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

流域治水への転換

「流域治水」の方向性～気候変動を踏まえた総合的かつ多層的な水災害対策～

○ 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

変化

気候変動の影響	社会の動向	技術革新
今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため、整備の加速と、対策手法の充実が必要。	人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全・安心なまちづくりが必要。	5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

対策の重要な観点

強靭性	包摂性	持続可能性
甚大な被害を回避し、早期復旧・復興まで見据えて、事前に備える	あらゆる主体が協力して対策に取り組む	将来にわたり、継続的に対策に取組、社会や経済を発展させる

これからの対策

- 気候変動を踏まえた、計画の見直し
- 河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」への転換

流域治水への転換

気候変動を踏まえた計画へ見直し

治水計画を、過去の降雨実績に基づく計画」から
「気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画」に見直し

これまで

洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を防御する計画は、
これまで、**過去の降雨、潮位などに基づいて**作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

今後は

気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇相当	約1．1倍※	約1．2倍	約2倍

※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ（パリ協定が目標としているもの）
※ 北海道では**約1．15倍**

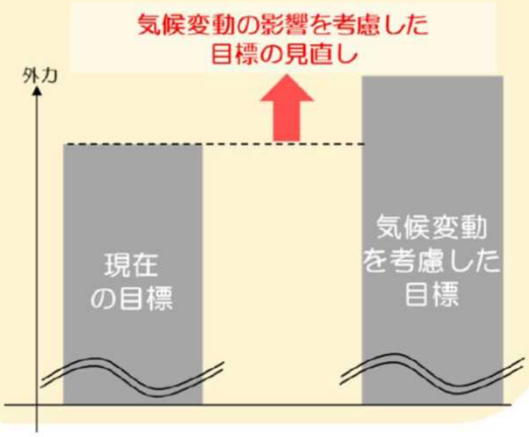

流域治水への転換

「流域治水」の施策について

○ 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

○ 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大（集水域）
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留（河川区域）
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす（氾濫域）
[国・県・市]
二線堤の整備、自然堤防の保全

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実（氾濫域）
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

県：都道府県　市：市町村　[ ]：想定される対策実施主体

流域治水プロジェクト

流域治水プロジェクト　～一級水系（109水系）、二級水系（12水系）で策定・公表～

○「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、今般、全国109の一級水系、12の二級水系で策定・公表しました。

○　本プロジェクトのポイントは、①様々な対策とその実施主体の見える化、②対策のロードマップを示すとともに各水系毎に河川事業などの全体事業費の明示、③協議会によるあらゆる関係者と協働する体制の構築を行ったことです。

○　今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図ります。

【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備　等

河道掘削
（ 石狩川水系、北海道開発局）

公園貯留施設整備
（名取川水系、仙台市）

用水路の事前水位低下による雨水貯留
（吉井川水系、岡山市）

②被害対象を減少させるための対策

・土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供　等

二線堤の保全・拡充
（肱川水系、大洲市）

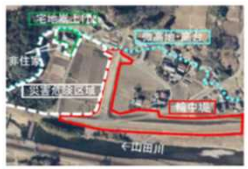

災害危険区域設定
（久慈川水系、常陸太田市）

住宅地盤嵩上げに対する助成
（梯川水系、小松市）

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設　等

自主防災活動による畳堤設置
（揖保川水系、たつの市）

避難訓練の支援
（五ヶ瀬川水系、高千穂町）

公園等を活用した高台の整備
（庄内川水系、名古屋市）

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

・目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

短　期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間（概ね5年間）

中　期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間（概ね10年～15年間）

中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間（概ね20～30年間）

＜ロードマップのイメージ＞

区分	主な対策内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	■	■	■
	ため池等の活用	市町村	■	■	■
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの低いエリアへの居住誘導	市町村	■	■	
	浸水防止板設置	市町村	■	■	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	公園を利用した高台整備	市町村	■	■	
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	■		

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築

流域治水協議会開催の様子

・全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。

・地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

これまでの流域治水協議会の取組状況（網走4河川）

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

- これまで、流域治水協議会は減災対策協議会と同時開催するなどして、計9回の協議会を開催
- 協議会は出水期前及び、年度末（流域治水プロジェクト公表段階）の毎年2回開催
- 上記以外に、自治体担当者や流域住民の参加による勉強会や、自治体担当者レベルでの水害リスクや流域治水メニューに関するディスカッションなどを展開
- 今年度も同様に勉強会や流域治水対策に関する協議等を継続

項目＼年度	R2年度				R3年度				R4年度				R5年度												R6年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
協議会開催		●第1回協議会 ●第2回協議会		●第3回協議会		●第4回協議会		●第5回協議会		●第6回協議会		●第7回協議会				●第8回協議会							●第9回協議会			● 第10回協議会		
水害リスクコミュニケーション			リスクマップ公表に先立ち、リスクマップの確認・活用方法に関する勉強会の実施（流域住民の参加含む）							水害リスクマップを活用したリスクコミュニケーションの実施（4水系、11市町）						●常呂川水系内外水リスクマップ説明		・各自治体を対象に、流域治水2.0に向けた治水対策案に関する協議の実施 ・国と自治体が協働で実施可能な流域治水対策案の検討（美幌町・北見市・紋別市）										

現況河道及び短期河道におけるリスクマップの公表（4水系）

中長期河道におけるリスクマップの公表（4水系）

湧別川・渚滑川　水害リスクマップ勉強会（地域住民の参画）

第9回流域治水協議会

R4.7流域治水担当者レベル打合せ（美幌町）

R6.2流域治水担当者レベル打合せ（北見市）

流域治水プロジェクト２．０

○　策定した流域治水プロジェクトについて気候変動の影響による降雨量の増大に対して流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、全国 109 の一級水系で、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「流域治水プロジェクト2．０」への更新を行った。

○　ポイントは以下の通り

①　気候変動による降雨量増加に伴う水害リスク（浸水世帯数等）の増大を明示する。

②　これに対応するため、本川の整備に加えて、まちづくりや内水対策などの流域対策を充実し達成目標を設定する（目標の重層化）。

③　この目標を達成するために必要な追加対策等を明示する。

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和６年４月１日
北海道開発局

北海道内の全一級水系において「流域治水プロジェクト 2.0」を策定
～気候変動を踏まえて河川及び流域での対策をアップデート～

気候変動の影響による降雨量の増大に対して、早期に防災・減災を実現するため、北海道内の全一級水系において『流域治水プロジェクト2.0』を策定し、流域のあらゆる関係者による様々な手法を活用した対策の一層の充実を図ります。

＜概要＞

「流域治水プロジェクト」は、頻発・激甚化する水害に対して、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備等に加えて、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者が協働し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、北海道内の全一級水系においては、この「流域治水プロジェクト」を令和３年３月30日に公表したところです。

一方で、気候変動の影響により、2040 年頃の北海道では降雨量が約 1.15 倍、流量が 1.2 倍、洪水発生頻度が２倍に増加すると見込まれており、流域治水の取組を更に加速化・深化させる必要があります。

これを踏まえ、北海道内の全一級水系において、気候変動の影響により増加する水害リスクを明示し、従来のプロジェクトに加えて必要となる河川及び流域での追加対策を反映した「流域治水プロジェクト2.0」を策定したところであり、これらに基づいて対策の一層の充実を図ってまいります。

≪流域治水プロジェクト 2.0 のポイント≫
【ポイント①】気候変動による降雨量増加に伴う水害リスク（浸水世帯数等）の増大を明示する。
【ポイント②】これに対応するため、本川の整備に加えて、まちづくりや内水対策などの流域対策を充実し目標を設定する（目標の重層化）。
【ポイント③】この目標を達成するために必要な追加対策等を明示する。

北海道内各水系における「流域治水プロジェクト 2.0」については、以下のホームページをご参照ください。
【北海道開発局】https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kei/splaat0000020fby.html

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　電話（代表）011-709-2311
流域治水推進室　河川調整推進官　秩父　宏太郎（内線5361）
流域治水専門官　吉武　竜馬（内線5299）
北海道開発局ホームページ　https://www.hkd.mlit.go.jp/

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0
（令和6年4月1日公表）

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0

流域治水プロジェクト2.0
～流域治水の加速化・深化～

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍（北海道では約1.15倍）、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
  現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ

気候変動シナリオ	降雨量（河川整備の基本とする洪水規模）
2℃上昇	約1.1倍（北海道では約1.15倍）

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、
目標流量を1.2倍に引き上げる必要

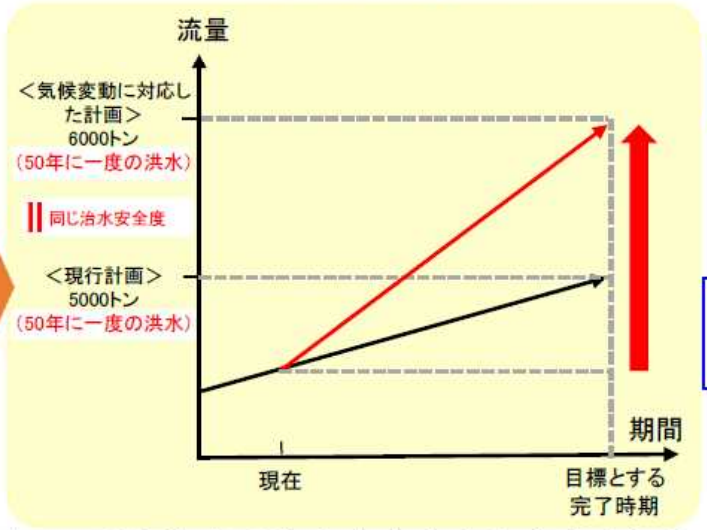

様々な手法の活用イメージ

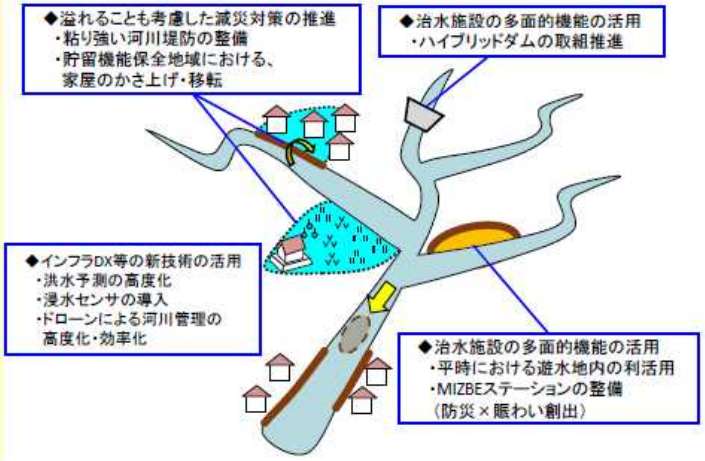

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0

気候変動に伴う水害リスクの増大

○気候変動（2℃上昇）により、湧別川流域における水害リスクは、年平均想定被害額が約210億円（現況の約1.8倍）になり、浸水するおそれのある世帯数が約7,000世帯（現況の約1.1倍）になると想定されるが、対策の実施により、現行河川整備計画での目標（戦後最大規模である平成18年10月洪水規模）と同程度の安全度を確保し、年平均想定被害額を約120億円以下、浸水世帯数を約6,800世帯以下に軽減させることを目標とする。

■気候変動に伴う水害リスクの増大 ※1

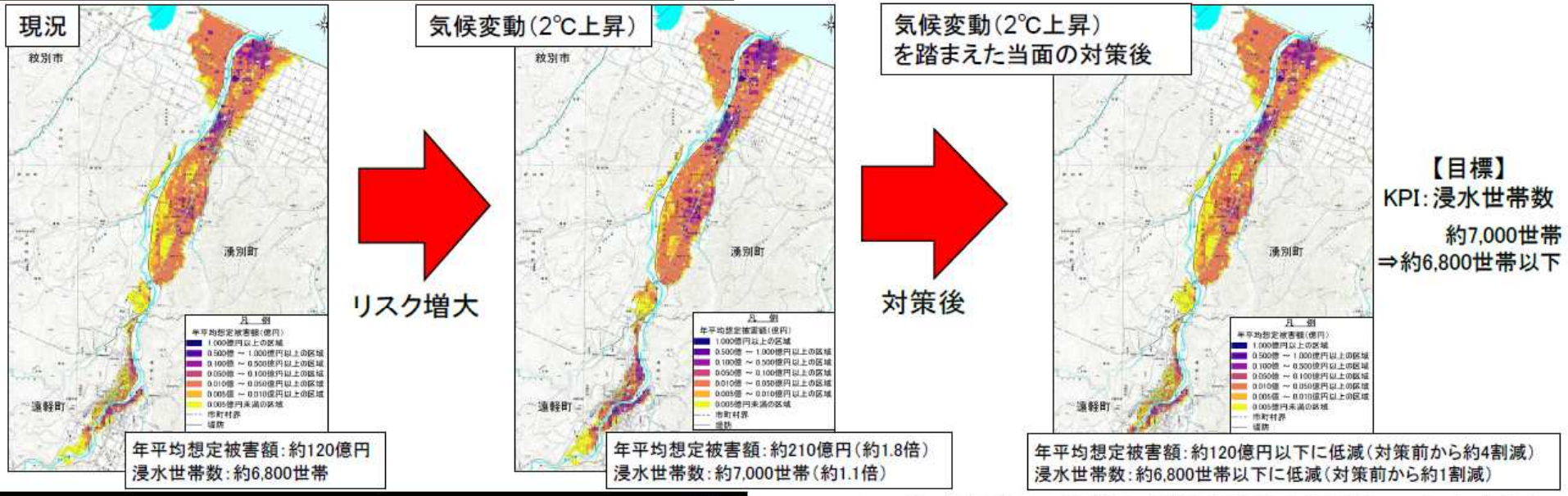

■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標 ※2

【目標①】 気候変動による水害リスク増大に対する被害の軽減

種別	実施主体	目的・効果	主な対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	流域内総資産　約5,600億円の保護	河道掘削：約25万㎥	概ね30年
		洪水氾濫対策の推進	堤防強化対策、河岸浸食対策	
被害対象を減らす	国	被害対象を減らす	水害リスクマップの作成	概ね5年
被害の軽減・早期復旧・復興	国・湧別町・遠軽町	避難をしやすくする	タイムラインの普及促進	
	湧別町・遠軽町	避難をしやすくする	内水ハザードマップ等の作成	－
		体制を強化する	自主防災組織の設置促進と人材育成	

※1・　様々な降雨パターンによる被害の可能性を表現するため、気候変動のアンサンブルデータ過去実験2,294ケース（現況）、2℃上昇2,424ケース（気候変動）の全破堤地点での氾濫計算結果をもとに、各メッシュ（125m×125m）毎に試算し、年平均想定被害額及び浸水世帯数（水深50cm以上）をリスクとして算出したものである。

例）年平均想定被害額の算出方法

氾濫計算により生じた被害額の合計（現況だと2,294洪水分）÷データ数（現況だと2,294）

- 北海道管理区間の氾濫や内水氾濫は考慮されていない。
- 気候変動（2℃上昇）を踏まえた当面の対策後における水害のリスクについては、現在精査中

【目標②】 湧別川流域における内水被害の軽減

種別	実施主体	目的・効果	主な対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	遠軽町	内水浸水被害の軽減	下水道雨水管の整備	－

※2　流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】

R6.3更新(2.0策定)

～オホーツク圏の物流・交通の要衝を堤防決壊の危険から守る治水対策の推進～

○気候変動の影響を踏まえ、急流河川に属するため市街地などの資産が多い箇所では対策が必要な湧別川流域においてもより一層事前防災対策を進める必要がある。国河川においては、気候変動後（2℃上昇）においても現行河川整備計画での目標(戦後最大洪水である平成18年10月洪水規模)と同程度の治水安全度を確保し、洪水による災害の発生の防止または軽減を図る。

○気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化、流域の土地利用の変遷等を踏まえ、河道の安定に配慮した河道断面の増大や堤防強化対策等、更なる治水対策を推進する。その実施にあたっては、地域の広大な自然環境が有する生物多様性の保全に向けて、水際部、瀬・淵、河畔林等を保全するなどグリーンインフラの取組についても引き続き推進する。

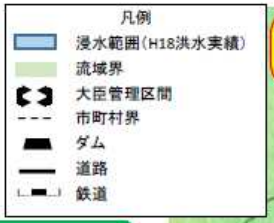

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画変更の過程でより具体的な対策内容を検討する。

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
（2℃上昇下でも目標安全度維持）
・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくソフト対策

○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
・流域治水に資する施設について管理者が連携した合同見学会

○被害を軽減させる取り組みの推進
・水位計・監視カメラの設置および水害空白域の解消に向けた取組
・プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化
・講習会等によるハザードマップの周知、マイ・タイムライン普及促進及び、多機関連携タイムラインの活用
・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
・高潮浸水シミュレーション(想定最大規模)の実施・公表
・氾濫水を早期に排水するための排水計画と訓練
・防災気象情報の利活用促進
・内水ハザードマップ等の作成
・住民参加による防災訓練や小中学校における水災害教育の実施
・自主防災組織の設置促進と人材育成

防災訓練等による防災意識の普及（湧別町、遠軽町）

○インフラDX等における新技術の活用
・河川管理施設の自動化・遠隔化等
・ワンコイン浸水センサーによるリアルタイム情報把握
・三次元管内図の整備による河川管理の高度化・効率化　等

要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進（湧別町、遠軽町）

プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化(網走開発建設部、オホーツク総合振興局、湧別町、遠軽町)

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
（2℃上昇下でも目標安全度維持）
・河道掘削、堤防整備、堤防強化対策、河岸浸食対策等の推進
・下水道雨水管等の整備
・事業間連携を通じた土砂の有効活用、土砂管理の推進

○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
・普通河川の保全
・土砂流出抑制・浸透機能向上整備（森林対策、農地整備）
・治山対策および砂防施設整備（土砂災害抑制）　等

○既存ストックの徹底活用
・武利ダムにおける事前放流等の実施・体制構築
（関係者：国、北海道、町、電力会社など）
・SMART-GrassやAI/Riverの活用・効率化から早期修繕による施設機能維持の向上

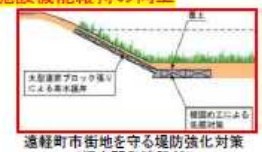
遠軽町市街地を守る堤防強化対策（網走開発建設部）

下水道雨水管の整備（遠軽町）

治山施設の整備（網走西部森林管理署）

■被害対象を減少させるための対策

○溢れることも考慮した減災対策の推進
・多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくりの取組(水害リスクマップの作成)

○土地利用・住まい方の工夫
・浸水リスクを踏まえたまちづくり(芸術文化交流プラザ)　等

浸水リスク情報の支援（網走開発建設部、オホーツク総合振興局）

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0

湧別川流域治水プロジェクト2.0

赤字：R6.3更新（2.0更新）

氾濫を防ぐ・減らす

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
（2℃上昇下でも目標安全度維持）
＜具体の取組＞
・河道掘削、堤防強化対策、河岸浸食対策等の推進
・下水道雨水管等の整備
・事業間連携を通じた土砂の有効活用、土砂管理の推進

○流域対策の目標を定め、
役割分担に基づく流域対策の推進
＜具体の取組＞
・普通河川の保全
・土砂流出抑制・浸透機能向上（森林対策、農地整備）
・治山対策および砂防施設整備（土砂災害抑制）

○既存ストックの徹底活用
＜具体の取組＞
・武利ダムにおける事前放流等の実施・体制構築
・SMART-GrassやAI/Riverの活用・効率化から早期修繕による施設機能維持の向上

被害対象を減らす

○溢れることも考慮した減災対策の推進
＜具体の取組＞
・多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくりの取組（水害リスクマップの作成）

○土地利用・住まい方の工夫
＜具体の取組＞
・浸水リスクを踏まえたまちづくり

被害の軽減・早期復旧・復興

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
（2℃上昇下でも目標安全度維持）
＜具体の取組＞
・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくソフト対策

○流域対策の目標を定め、
役割分担に基づく流域対策の推進
＜具体の取組＞
・流域治水に資する施設について管理者が連携した合同見学会

○被害を軽減させる取り組みの推進
＜具体の取組＞
・水位計・監視カメラの設置および水害リスク空白域の解消に向けた取組
・プッシュ型情報発信、防災無線等を活用した情報発信の強化
・講習会等によるハザードマップ周知、マイ・タイムライン普及促進及び、多機関連携タイムラインの活用
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
・高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表
・氾濫水を早期に排水するための排水計画と訓練
・防災気象情報の利活用促進
・内水ハザードマップ等の作成
・住民参加による防災訓練や小中学校における水災害教育の実施
・自主防災組織の設置促進と人材育成

○インフラDX等における新技術の活用
＜具体の取組＞
・河川管理施設の自動化・遠隔化等
・ワンコイン浸水センサーによるリアルタイム情報把握
・三次元管内図の整備による河川管理の高度化・効率化

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】
～オホーツク圏の物流・交通の要衝を堤防決壊の危険から守る治水対策の推進～

●グリーンインフラの取り組み『多様な生物生息環境を誇る湧別川の河川環境保全の推進』

○湧別川流域は、川沿いのハルニレ、ドロノキ等の山付き林で世界的にも貴重性の高いオオワシの越冬環境や多様な鳥類の繁殖・採餌・休憩地が形成されているほか、サケ、サクラマス、カラフトマス等が遡上するなど豊かな自然環境が数多く存在している。
○湧別川水系において、地域の広大な自然環境が有する生物多様性の保全に向けて、水際部、瀬・淵、河畔林等を保全する等、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

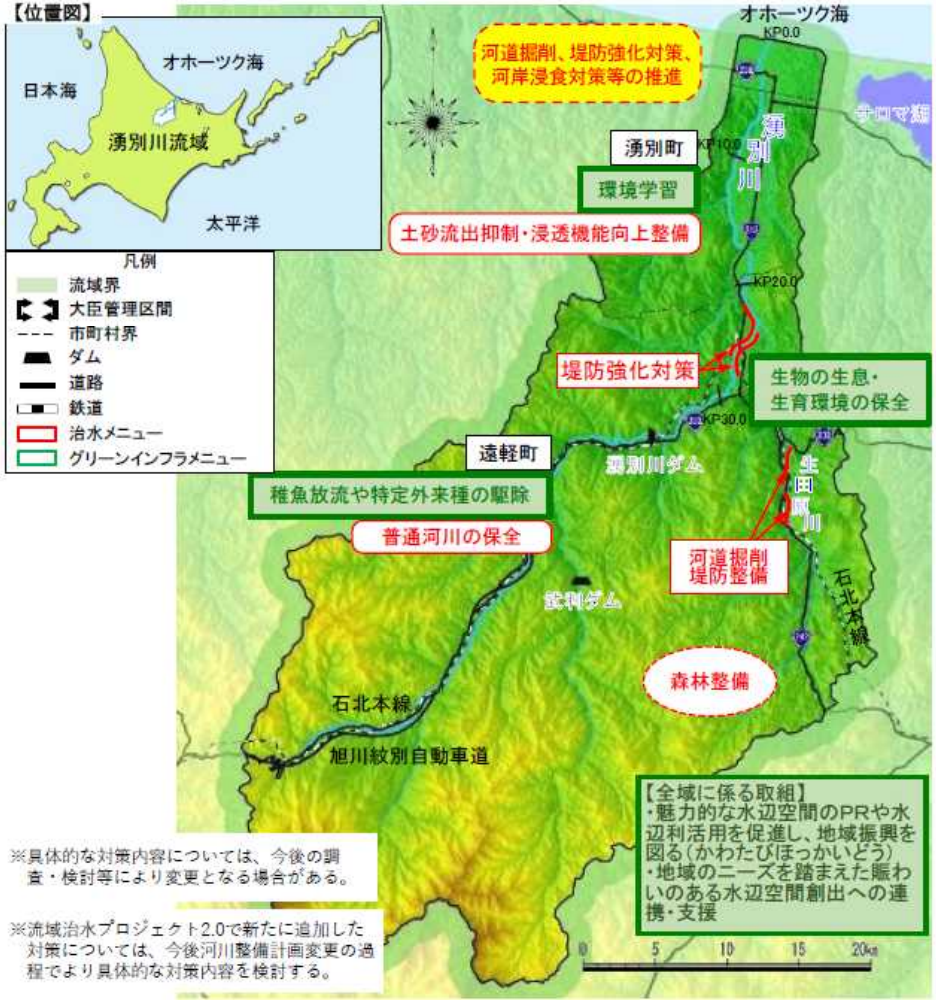

■グリーンインフラメニュー

●治水対策における多自然かわづくり
・生物の多様な生息・生育環境となっている水際部、瀬・淵、河畔林等の保全
・河川景観の保全

●魅力ある水辺空間・賑わい創出
・水辺の賑わい空間創出

●自然環境が有する多様な機能活用の取り組み
・小中学校や一般住民などにおける河川環境学習
・特定外来種の駆除

河川清掃状況

稚魚放流実施状況

かわたびほっかいどう

環境学習（小学生による水生生物調査）

水辺環境に配慮した河畔林の保全

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0

湧別川水系流域治水プロジェクト2.0【流域治水の具体的な取組】
～オホーツク圏の物流・交通の要衝を堤防決壊の危険から守る治水対策の推進～

戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）
整備率：100%
（概ね5か年後）

農地・農業用施設の活用
0市町村
（令和5年度末時点）

流出抑制対策の実施
0施設
（令和4年度実施分）

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策
治山対策等の実施箇所 5箇所
（令和5年度実施分）
砂防関係施設の整備数 0施設
（令和5年度完成分）
※施行中 1施設

立地適正化計画における防災指針の作成
0市町村
（令和5年7月末時点）

避難のためのハザード情報の整備
洪水浸水想定区域 16河川
（令和5年9月末時点）
内水浸水想定区域 0団体
（令和5年9月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保
避難確保計画 洪水 66施設
土砂 2施設
（令和5年9月末時点）
個別避難計画 0市町村
（令和5年1月1日時点）

被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策

～洪水氾濫対策（河道掘削、堤防整備　等）（中流域）～

河道掘削・浚渫実施状況

【実施中の取組内容】
・生田原川の河道掘削（オホーツク総合振興局）
・南の沢川の河道掘削（湧別町）
・トーウンナイ川や佐竹川の浚渫、河川改修（遠軽町）　等

～土砂流出抑制・浸透機能向上整備（森林対策、農地保全）～

植栽実施状況（オホーツク総合振興局）

間伐実施状況（遠軽町）

【実施中の取組内容】
・植樹・植栽・間伐等の実施（オホーツク総合振興局、湧別町、遠軽町、網走西部森林管理署）　等

被害対象を減少させるための対策

～まちづくりでの活用を視野にした多段的な浸水リスク情報の検討（水害リスクマップを用いた勉強会）～

勉強会実施状況

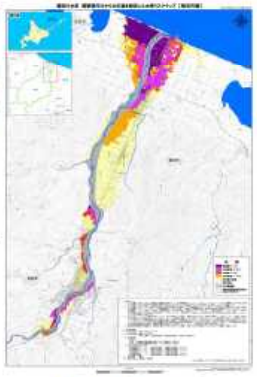
湧別川水害リスクマップ

【実施中の取組内容】
・水害リスクマップを用いて、地域に潜在する水害リスクについてチェックシートなどを用いて図面上で確認した。（網走開発建設部、オホーツク総合振興局、遠軽町、湧別町、地域住民）

・水害リスクマップを用いた勉強会を通して、災害拠点施設周辺の浸水リスクを確認（網走開発建設部、遠軽町）

・浸水区域外に災害拠点施設として利用予定の遠軽町芸術文化交流プラザを建設し、使用要領の検討を実施（遠軽町）

遠軽町芸術文化交流プラザ

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

～プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化～

防災LINE周知用チラシ（湧別町）

防災スピーカー（湧別町）

【実施中の取組内容】
・登録制防災情報メール、防災LINE、町ホームページ、屋外スピーカーによる多様な情報伝達手段により迅速な防災情報配信を実施（湧別町）
・防災無線（移動系）運用、自主防災組織の結成促進やメール配信サービスの利用促進（登録制）の継続、要配慮者に対する情報伝達手段の検討（遠軽町）　等

～氾濫水を早期に排水するための排水計画と訓練～

北海道地区水防技術講習会実施状況（網走開発建設部、オホーツク総合振興局、地方気象台）

遠軽町総合防災訓練実施状況（遠軽町、網走地方気象台）

【実施中の取組内容】
・講習会や排水訓練、共同点検の実施・参加（網走開発建設部、オホーツク総合振興局、湧別町、遠軽町、網走地方気象台）　等

湧別川流域治水協議会規約

湧別川流域治水協議会規約

（設　　置）
第１条　湧別川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目　　的）
第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、湧別川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別表の職にある者をもって構成する。
２　協議会に会長を置き、会長は網走開発建設部長とする。
３　会長は、協議会の事務を掌理する。
４　協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
５　協議会を進めていくにあたり、その他の湧別川流域内関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

（協議会の実施事項）
第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一　湧別川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
二　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
三　「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
四　その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）
第５条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事 務 局）
第６条　協議会の事務局は、網走開発建設部治水課並びにオホーツク総合振興局網走建設管理部事業室治水課に置く。

（雑　　則）
第７条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

（附　　則）
この規約は、令和２年　８月３１日から施行する。
この規約は、令和３年　３月２３日から施行する。
（第３条　２，３追記、別表 構成員追加）
この規約は、令和４年　３月２５日から施行する。
（別表 関係機関名修正、構成員追加）

別表　湧別川流域治水協議会　構成員

関係機関	構成員
網走開発建設部	部長
オホーツク総合振興局	局長
湧別町	町長
遠軽町	町長
網走西部森林管理署	署長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所長
網走地方気象台	台長

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0
（令和6年4月1日公表）

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0

流域治水プロジェクト2.0
～流域治水の加速化・深化～

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍（北海道では約1.15倍）、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
  現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ

気候変動シナリオ	降雨量（河川整備の基本とする洪水規模）
2℃上昇	約1.1倍（北海道では約1.15倍）

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、
目標流量を1.2倍に引き上げる必要

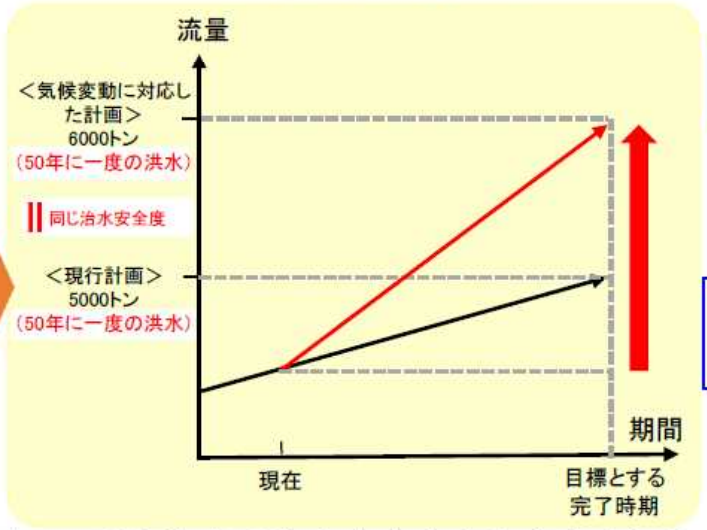

様々な手法の活用イメージ

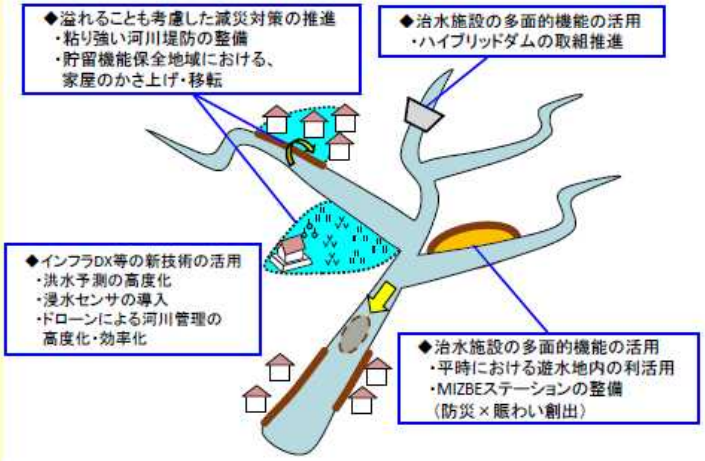

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0

気候変動に伴う水害リスクの増大

○気候変動（2℃上昇）により、渚滑川流域における水害リスクは、年平均想定被害額が約75億円（現況の約2.0倍）になり、浸水するおそれのある世帯数が約760世帯（現況の約1.1倍）になると想定されるが、対策の実施により、前河川整備計画での目標（戦後最大規模である平成10年9月洪水規模）と同程度の安全度を確保し、年平均想定被害額を約31億円、浸水世帯数を約740世帯に軽減させる。

■気候変動に伴う水害リスクの増大 ※1

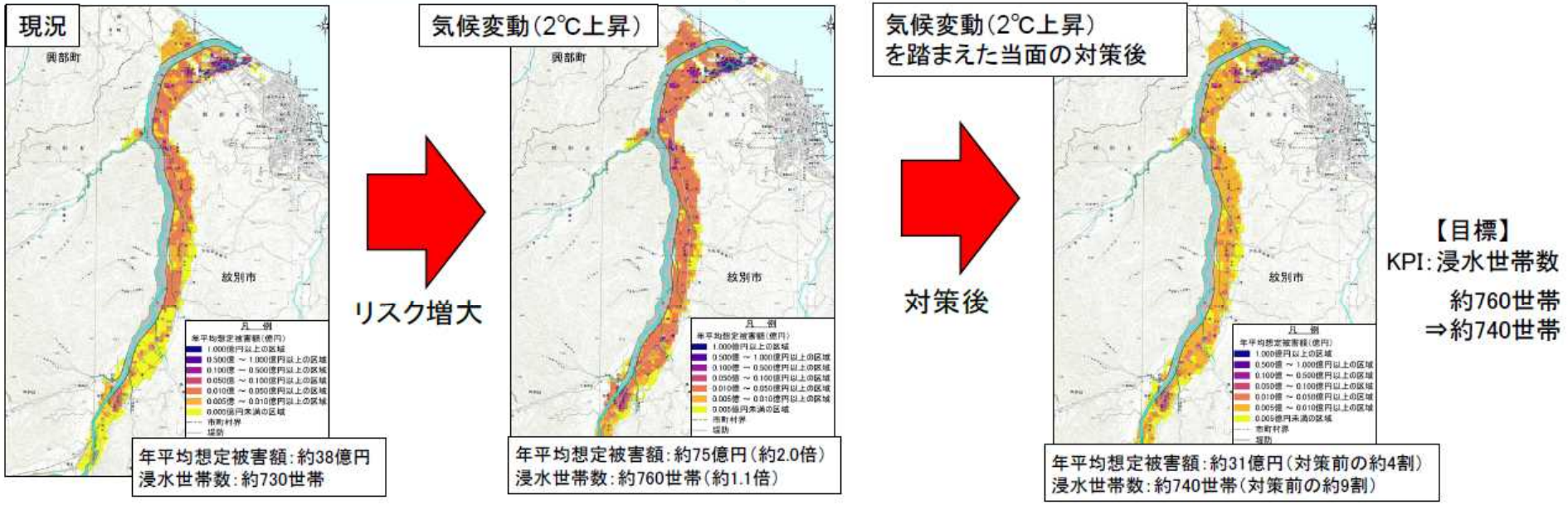

■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標①】 気候変動による水害リスク増大に対する被害の軽減

種別	実施主体	目的・効果	主な対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	流域内総資産　約1,100億円の保護	河道掘削：約150万㎥ 堤防整備（堤防断面の確保）：約1.0km	概ね30年
被害対象を減らす	国	被害対象を減らす	リスクマップの作成	概ね5年
被害の軽減・早期復旧・復興	国・紋別市・滝上町	避難をしやすくする	タイムラインの普及促進	
		被害を軽減する	内水被害対策の推進	
	紋別市	避難をしやすくする	内水ハザードマップ等の作成	–
	紋別市・滝上町	体制を強化する	防災組織設立支援	

※1・ 様々な降雨パターンによる被害の可能性を表現するため、気候変動のアンサンブルデータ過去実験1,845ケース（現況）、2℃上昇1,987ケース（気候変動）の全破堤地点での氾濫計算結果をもとに、各メッシュ（125m×125m）毎に試算し、年平均想定被害額及び浸水世帯数（水深50cm以上）をリスクとして算出したものである。

例）年平均想定被害額の算出方法

氾濫計算により生じた被害額の合計（現況だと1,845洪水分）÷データ数（現況だと1,845）

・ 北海道管理区間の氾濫や内水氾濫は考慮されていない。

【目標②】 渚滑川流域における内水被害の軽減

種別	実施主体	目的・効果	主な対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	紋別市	内水浸水被害の軽減	下水道雨水管の整備	概ね15年

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】

R6.3更新(2.0策定)

～流域の豊かな森林資源との調和を活かした産業と人々の暮らしを守る治水対策の推進～

○気候変動の影響を踏まえ、紋別市街地付近では低平地が広がり内水被害が生じやすい渚滑川流域においてもより一層事前防災対策を進める必要がある。国河川においては、気候変動後（2℃上昇）においても前河川整備計画での目標(戦後最大洪水である平成10年9月洪水規模)と同程度の治水安全度を確保し、洪水による災害の発生の防止または軽減を図る。

○気候変動の影響に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化、流域の土地利用の変遷等を踏まえ、河道の安定に配慮した河道断面の増大等、更なる治水対策を推進する。その実施にあたっては、渚滑川に自生し国内でも非常に分布が限定されるケショウヤナギの生息環境となる礫河原の維持・再生を目指すなどグリーンインフラの取組についても引き続き推進する。

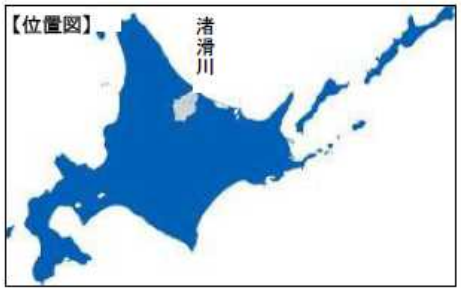

凡例
- 浸水範囲(H10洪水実績)
- 流域界
- 大臣管理区間
- 市町村界
- ダム
- 道路

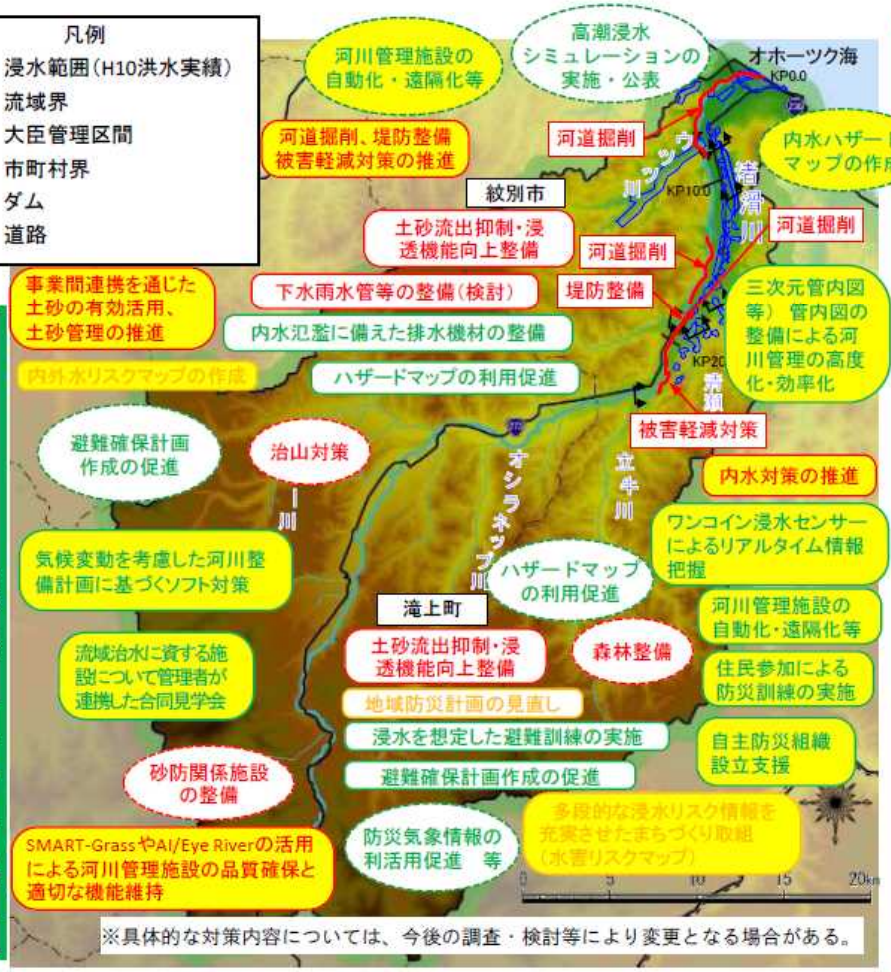

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
（2℃上昇下でも目標安全度維持）
- ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくソフト対策

○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
- ・流域治水に資する施設について管理者が連携した合同見学会

○被害を軽減させる取り組みの推進
- ・水位計・監視カメラの設置および水害リスク空白域の解消に向けた取組
- ・排水活動に対応した車両及び資機材の整備
- ・プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化
- ・ハザードマップの周知および国・北海道・市町が連携した各種マイ・タイムラインの普及促進
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進と避難の実効性の確保
- ・高潮浸水シミュレーション(想定最大規模)の実施・公表
- ・防災気象情報の利用促進
- ・内水ハザードマップの作成
- ・住民参加による防災訓練の実施
- ・自主防災組織設立支援

○インフラDX等における新技術の活用
- ・河川管理施設の自動化・遠隔化等
- ・ワンコイン浸水センサーによるリアルタイム情報把握
- ・三次元管内図の整備による河川管理の高度化・効率化　等

プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化
（網走開発建設部、オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町）

■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

○気候変動を踏まえた治水計画への見直し
（2℃上昇下でも目標安全度維持）
- ・河道掘削、被害軽減対策の推進
- ・下水道雨水管等の整備
- ・事業間連携を通じた土砂の有効活用、土砂管理の推進

○流域対策の目標を定め、役割分担に基づく流域対策の推進
- ・治山対策および砂防施設整備　（土砂災害制）
- ・内外水対策の推進

○既存ストックの徹底活用
- ・SMART-GrassやAI/Riverの活用・効率化から早期修繕による施設機能維持の向上
- ・土砂流出抑制・浸透機能向上整備（森林対策、農地整備）など

紋別市市街地を内水被害から守る雨水管整備（紋別市）

森林整備（浸透機能向上）
（オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町、網走西部森林管理署西紋別支署、森林整備センター　等）

■被害対象を減少させるための対策

○溢れることも考慮した減災対策の推進
- ・多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくり取組（水害リスクマップ）
- ・地域防災計画の見直し等

地域防災計画
（令和3年度見直し検討開始予定）
（滝上町）

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0

渚滑川流域治水プロジェクト2.0

赤字：R6.3更新（2.0更新）

氾濫を防ぐ・減らす	被害対象を減らす	被害の軽減・早期復旧・復興
○気候変動を踏まえた治水計画への見直し （2℃上昇下でも目標安全度維持） ＜具体の取組＞ ・河道掘削、被害軽減対策の推進 ・下水道雨水管等の整備 ・事業間連携を通じた土砂の有効活用、土砂管理の推進 ○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・土砂流出抑制・浸透機能向上（森林対策、農地整備） ・治山対策および砂防施設整備（土砂災害抑制） ・内水被害対策の推進 ○既存ストックの徹底活用 ＜具体の取組＞ ・ダムにおける事前放流等の実施・体制構築 ・SMART-GrassやAI/Riverの活用・効率化から早期修繕による施設機能維持の向上	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ＜具体の取組＞ ・多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくりの取組（水害リスクマップ） ・地域防災計画の見直し	○気候変動を踏まえた治水計画への見直し （2℃上昇下でも目標安全度維持） ＜具体の取組＞ ・気候変動を考慮した河川整備計画に基づくソフト対策 ○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ＜具体の取組＞ ・流域治水に資する施設について管理者が連携した合同見学会 ○被害を軽減させる取り組みの推進 ＜具体の取組＞ ・水位計・監視カメラの設置および水害リスク空白域の解消に向けた取組 ・排水活動に対応した車両及び資機材の整備 ・プッシュ型情報発信、防災無線等を活用した情報発信の強化 ・ハザードマップの周知および国・北海道・市町が連携した各種マイ・タイムラインの普及促進 ・要配慮者利用施設における避難確保計画作成の促進と避難の実効性の確保 ・高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表 ・防災気象情報の利活用促進 ・粘り強い河川堤防の検討 ・内水ハザードマップの作成 ・住民参加による防災訓練の実施 ・自主防災組織設立支援 ○インフラDX等における新技術の活用 ＜具体の取組＞ ・河川管理施設の自動化・遠隔化等 ・ワンコイン浸水センサーによるリアルタイム情報把握 ・三次元管内図の整備による河川管理の高度化・効率化

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0【位置図】

～流域の豊かな森林資源との調和を活かした産業と人々の暮らしを守る治水対策の推進～

●グリーンインフラの取り組み『国内有数の貴重な動植物の生息環境の保全』

○渚滑川流域は、上流に天塩岳道立自然公園が広がっている。天然記念物であるオジロワシ・オオワシの貴重な生息場となっているほか、砂礫河岸には国内で分布が非常に限定されるケショウヤナギ群落が分布しているなど、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境が数多く存在している。
○渚滑川に自生し国内でも非常に分布が限定されるケショウヤナギの生息環境となる礫河原の維持・再生を目指すなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

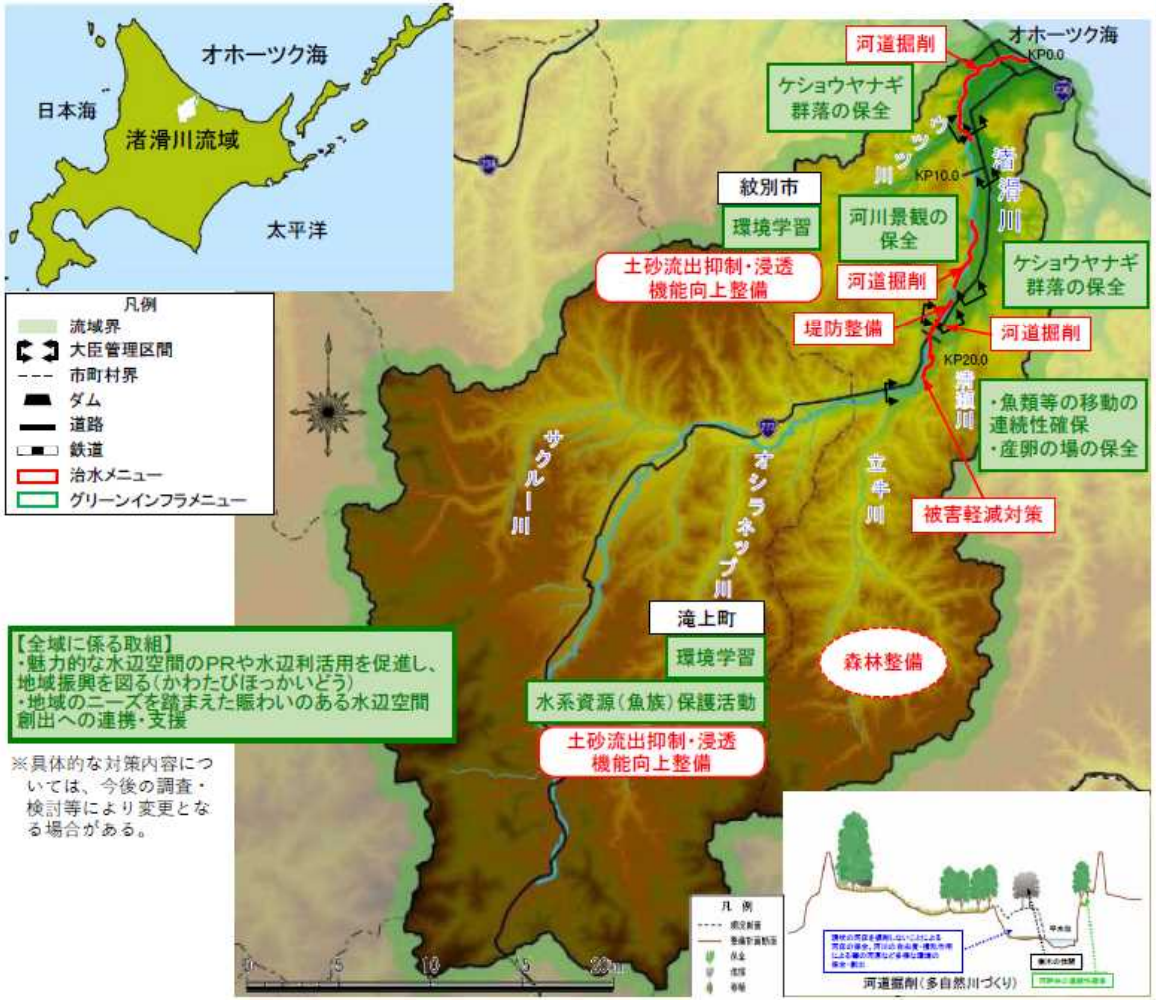

■グリーンインフラメニュー

●自然環境の保全・復元などの自然再生
・ケショウヤナギ群落の保全（礫河原の維持・再生）

●治水対策における多自然川づくり
・水際部、瀬・淵、河畔林等の保全　・魚類等の移動の連続性確保
・産卵の場の保全　・河川景観の整備と保全

●魅力ある水辺空間・賑わい創出
・水辺の賑わい空間創出

●自然環境が有する多様な機能活用の取り組み
・小中学校や一般住民などにおける河川環境学習
・水系資源（魚族）保護活動

道内でも有数の釣りスポット渚滑川で、キャッチアンドリリース！

水系資源（魚族）保護活動（キャッチ＆リリース活動）

環境学習（水生生物調査）

ケショウヤナギ（大木）

ケショウヤナギ群落の保全（苗の移植）

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0【ロードマップ】

～流域の豊かな森林資源との調和を活かした産業と人々の暮らしを守る治水対策の推進～

● 渚滑川では、国、道、市町が一体となって、流域の豊かな森林資源との調和を活かした産業と人々の暮らしを守るため、以下の手順で「流域治水」を推進する。
【短　　期】紋別市街地等での重大災害の発生を未然に防ぎ、かつ、内水被害軽減のため、水位低下を目的とした河道掘削等を主に実施する。
【中　　期】上渚滑地区の浸水被害を防ぐため河道掘削を実施するとともに、多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくりの取組を推進する。
【中 長 期】狭窄部上流部の浸水被害を防ぐため、河道掘削等を実施し、被害対象を減少させる対策及び早期復旧・復興のための対策を引き続き実施し、流域全体の安全度向上を図る。

区分	対策内容	実施主体
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	紋別市市街地を守る洪水氾濫対策（河道掘削　等）	網走開発建設部
	渚滑川中流域の洪水氾濫対策（河道掘削、堤防整備　等）	網走開発建設部、オホーツク総合振興局
	下水道雨水管等の整備	紋別市
	土砂流出抑制・浸透機能向上整備（森林対策、農地整備）	オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町、網走西部森林管理署西紋別支署、森林整備センター　等
	山地災害から流域を守る治山対策・砂防施設整備	オホーツク総合振興局、滝上町 網走西部森林管理署西紋別支署
被害対象を減少させるための対策	多段的な浸水リスク情報を充実させたまちづくりの取組	網走開発建設部、　オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町
	地域防災計画の見直し	滝上町
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化	網走開発建設部、オホーツク総合振興局、　紋別市、滝上町
	排水活動に対応した車両及び資機材の整備および避難訓練の実施	網走開発建設部、オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町、網走地方気象台
	国・北海道・市町が連携した各種マイ・タイムラインの普及促進	網走開発建設部、オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町、網走地方気象台
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進	網走開発建設部、オホーツク総合振興局、紋別市、滝上町
	高潮浸水シミュレーション（想定最大規模）の実施・公表	オホーツク総合振興局
	防災気象情報の利活用促進　等	網走地方気象台
グリーンインフラの取組	・ケショウヤナギ群落の保全（礫河原の維持・再生）	網走開発建設部
	・水際部、瀬・淵、河畔林等の保全 ・魚類等の移動の連続性確保 ・産卵の場の保全 ・河川景観の整備と保全	網走開発建設部、オホーツク総合振興局
	・小中学校や一般住民などへの環境学習 ・水系資源（魚族）保護活動	網走開発建設部、紋別市、滝上町

【事業費】

■事業規模
河川対策（約２７億円）
河道掘削　等
砂防対策（約６億円）
対策内容
流木止め整備　等

※1：国・北海道の河川整備計画の残事業を記載
※2：北海道における砂防事業の残事業費を記載

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0【事業効果（国直轄区間）の見える化】
～流域の豊かな森林資源との調和を活かした産業と人々の暮らしを守る治水対策の推進～

○下流地区の河道掘削がR7完了にともない、H10.9洪水規模の洪水を下流地区でHWL以下で流下させることが可能。

短期整備（5か年加速化対策）効果 ： 河川整備率 約44%→約44%
※整備計画改定（R5.3）前の整備計画河道に対する整備率は約56% → 約77%である。

※河川整備率とは、河川整備計画において定めた河道整備流量を流すことが出来る断面を確保している国管理区間の割合
※地震津波対策として、河川構造物の耐震化、樋門の自動化、遠隔操作等を調査検討中
※被害軽減対策の具体的な実施内容は検討中

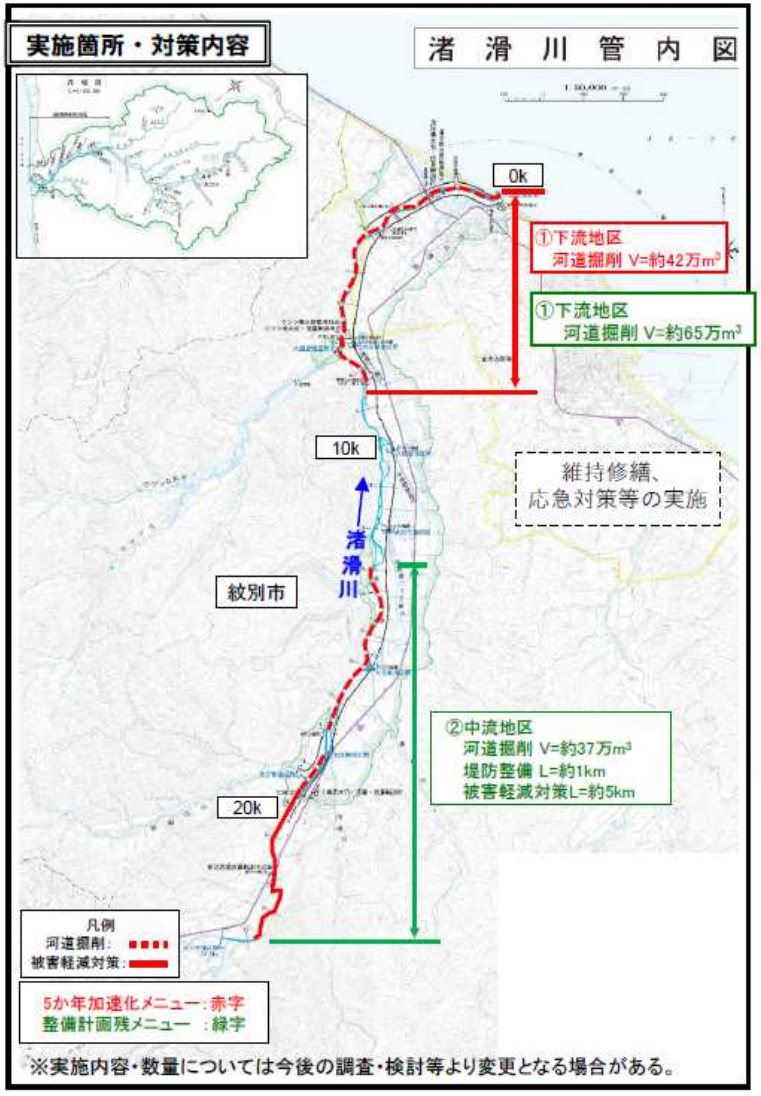

※実施内容・数量については今後の調査・検討等より変更となる場合がある。

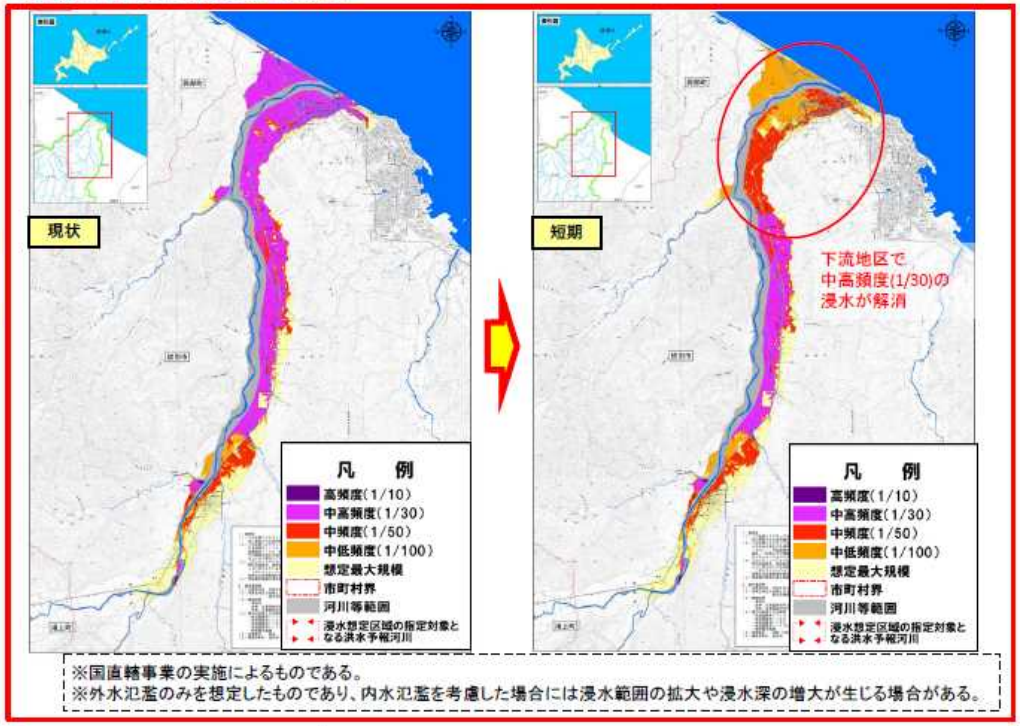

※国直轄事業の実施によるものである。
※外水氾濫のみを想定したものであり、内水氾濫を考慮した場合には浸水範囲の拡大や浸水深の増大が生じる場合がある。

整備箇所・内容		工程		
		【5カ年加速化対策】短期（R2～R7年度）	中期（R8～R18）	中長期（R19～R35年度）
①下流地区	河道掘削		50%	100%
②中流地区	河道掘削		30%	100%
	堤防整備			100%
	被害軽減対策			100%

R5

【短期整備完了時の進捗】
①下流地区 河道掘削 40%

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

北海道では全国でも特に気候変動の影響が大きく、更なる対策を推進

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0

渚滑川水系流域治水プロジェクト2.0【流域治水の具体的な取組】
～流域の豊かな森林資源との調和を活かした産業と人々の暮らしを守る治水対策の推進～

戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）
整備率：77%
（概ね5か年後）

農地・農業用施設の活用
0市町村
（令和5年度末時点）

流出抑制対策の実施
0施設
（令和4年度実施分）

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策
治山対策等の実施箇所 2箇所
（令和5年度実施分）
砂防関係施設の整備数 1施設
（令和5年度完成分）
※施行中 0施設

立地適正化計画における防災指針の作成
0市町村
（令和5年7月末時点）

避難のためのハザード情報の整備
洪水浸水想定区域 21河川
（令和5年9月末時点）
内水浸水想定区域 0団体
（令和5年9月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保
避難確保計画 洪水 7施設
土砂 5施設
（令和5年9月末時点）
個別避難計画 1市町村
（令和5年1月1日時点）

被害をできるだけ防ぐ・減らすための対策

～土砂流出抑制・浸透機能向上整備（森林対策、農地整備）～

森林整備実施状況（オホーツク総合振興局）

森林整備実施状況（紋別市）

森林整備実施状況（滝上町）

【実施中の取組内容】
・植栽及び間伐の森林整備の実施（オホーツク総合振興局）
・林野庁の補助事業（森林環境保全直接支援事業等）を活用した森林整備（紋別市）
・小規模治山事業の実施、滝上町森林整備計画に基づいた水源涵養林及び山地災害防災林の整備（滝上町）
・植付及び間伐等の森林整備の実施（網走西部森林管理署西紋別支署） 等

被害対象を減少させるための対策

～多段的な浸水リスク情報を用いたまちづくりの取組（水害リスクマップを用いた勉強会）～

勉強会実施状況

【実施中の取組内容】
・水害リスクマップを用いて、地域に潜在する水害リスクについてチェックシートなどを用いて図面上で確認した。
・水災害リスクを踏まえたまちづくりの方向性について、事例等をもとに情報提供を行った（網走開発建設部、オホーツク総合振興局、紋別市、地域住民）

～地域を支える民間企業への多段的な浸水リスク情報の提供、流域治水への理解促進～

よつ葉乳業（株）との打合せ状況

【実施中の取組内容】
・よつ葉乳業(株)オホーツク北見工場と、流域治水の取組や水害リスクに関する理解促進を行った。また、工場内で取り組んでいるソフト、ハード対策に関して共有を行い意識の醸成を図った。
（よつ葉乳業（株）、紋別市、網走開発建設部） 等

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

～排水活動に対応した車両及び資機材の整備および避難訓練の実施～

排水ポンプ車操作訓練実施状況（網走開発建設部）

防災ワークショップ実施状況（滝上町）

【実施中の取組内容】
・排水ポンプ車等による関係機関同士での排水訓練の実施、排水活動における資機材の整備検討及び購入（網走開発建設部、紋別市、滝上町）
・災害に備えるための防災ワークショップの実施（滝上町） 等

渚滑川流域治水協議会規約

渚滑川流域治水協議会規約

（設　　置）
第１条　「渚滑川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目　　的）
第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、渚滑川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）
第３条　協議会は、別表の職にある者をもって構成する。
２　協議会に会長を置き、会長は網走開発建設部長とする。
３　会長は、協議会の事務を掌理する。
４　協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
５　協議会を進めていくにあたり、その他の渚滑川流域内関係機関等についても、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。

（協議会の実施事項）
第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一　渚滑川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
二　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
三　「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。
四　その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）
第５条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事 務 局）
第６条　協議会の事務局は、網走開発建設部治水課並びにオホーツク総合振興局網走建設管理部事業室治水課に置く。

（雑　　則）
第７条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定するものとする。

（附　　則）
この規約は、令和２年　８月３１日から施行する。
この規約は、令和３年　３月２３日から施行する。
（第３条　２，３追記、別表 構成員追加）
この規約は、令和４年　３月２５日から施行する。
（別表 関係機関名修正、構成員追加）

別表　渚滑川流域治水協議会　構成員

関係機関	構成員
網走開発建設部	部長
オホーツク総合振興局	局長
紋別市	市長
滝上町	町長
網走西部森林管理署 西紋別支署	支署長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所長
網走地方気象台	台長

流域治水の自分事化に向けた取組計画

流域治水の自分事化に向けた取組計画

〇国土交通省では、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」の取組を推進しているが、**一般には「流域治水」という言葉の認知度は決して高い状況にない**。

〇そのような中、毎年のように発生する**水害から命を守り、被害を最小化するため**には、人々の意識に働きかけ、流域治水の取組を知り、**自分事として理解し、流域治水に主体的に取り組む住民や民間企業等を拡大していく必要**がある。

〇以上を踏まえ、住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための**普及施策について検討**する会を開催し、**「流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画」を令和5年度にとりまとめた**。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

令 和 5 年 8 月 30 日
水管理・国土保全局河川計画課

流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画をとりまとめました

～「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめの公表～

- 激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要があります。
- このため国土交通省では、令和５年４月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会（委員長 国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長 小池 俊雄）」を設置し、これまで３回の議論を重ねてきました。
- 今般、住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取り組みの推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめました。
- 今後、行動計画に基づき、具体的な施策を進めてまいります。

＜とりまとめのポイント＞

（１）自らに降りかかる水災害への取り組みから、さらに視野を広げて、流域全体の水災害への取り組みへと自らの行動を深化させていくことで、流域治水の取り組みを推進していきます。

（２）知ることと行動することのギャップを埋めるには、自分事として捉えることが重要であり、各自が行動の可能性や有効性を考える素材や機会を提供する施策を推進していきます。

（３）行動計画では、伝え方の工夫や自分事化のための手段、主体的な取り組みが進むための環境整備や持続的に進めるためのポイントなど、普及施策を進めていく上での着眼点と具体策を盛り込んでいます。

＜添付資料＞

別紙１：「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」概要

別紙２：「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめ概要

※ とりまとめは、これまでの検討会資料とあわせて、水管理・国土保全局ウェブサイトで公開しております。（https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/suigairisk2/index.html）

【問い合わせ先】
国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 栗原（内線 35382）、磯邊（内線 35393）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8443

流域治水の自分事化に向けた取組計画

#1

別紙１

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会

検討会の目的

○ 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させていく必要があります。

○ このため、住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取り組みの推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめるため検討を行うものです。

開催状況

○ 第１回：令和５年４月28日（金）
- 流域治水の自分事化に向けた論点整理、取組事例の紹介、今後の進め方について

○ 第２回：令和５年５月25日（木）
- 委員からの取組事例紹介、とりまとめ骨子（施策の体系化、行動計画、普及施策）

○ 第３回：令和５年６月19日（月）
- とりまとめ案（施策の体系化、行動計画、普及施策）

委員等

（委員　◎：委員長）

伊東 香織	岡山県　倉敷市長
今若 靖男	全国地方新聞社連合会　会長 （山陰中央新報社　取締役東京支社長）
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所　教授
◎小池 俊雄	国立研究開発法人 土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長
河野 まゆ子	株式会社ＪＴＢ総合研究所 執行役員 地域交流共創部長
指出 一正	株式会社 sotokoto online 代表取締役
佐藤 健司	東京海上日動火災保険株式会社 公務開発部 次長
佐藤 翔輔	東北大学災害科学国際研究所 准教授
下道 衛	野村不動産投資顧問株式会社 執行役員 運用企画部長
知花 武佳	政策研究大学院大学 教授
中村 公人	京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻 教授
松本 真由美	東京大学教養学部附属教養教育高度化機構 客員准教授
矢守 克也	京都大学防災研究所 教授
吉田 丈人	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)

流域治水の自分事化に向けた取組計画

#1 水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす
総力戦の流域治水をめざして

別紙２

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

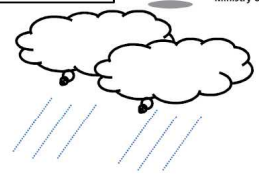

水災害を自分事化し、総力を挙げて流域治水に取り組む

- 住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。

自分事化	流域治水 自分のために 自らに降りかかる水災害への取り組み	みんなのために 流域全体の水災害への取り組み
①知る	・水災害リスクを認識する	・地域、流域の被害を認識する、 対策の全体像を知る
②捉える（自分事として捉える）	・水災害リスクを勉強して、 何をすべきかを考える	・水災害対策の目的、効果を理解する （・他人の被害軽減に寄与できることを認識する（自分ができること、自分しかできないこと） ・自分が行動することの意義、役割を理解する）
③行動する	・的確に行動する	・地域、流域に貢献する行動をする

さらに視野を広げて

持続的な発展、ウェルビーイング

流域治水の自分事化に向けた取組計画

#2 水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす総力戦の流域治水をめざして

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

※社会がスローダウンすると自分事と感じる。
（計画運休、休業、道路の通行止めなど）

1. 背景（流域治水の推進）

by ALL の流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増（4℃上昇時4割増）。河川区域の対策だけでは対応できない。

流域のみんなで、自然、産業を含め文化として治水に取り組む。

◎持続的に開発しつつも社会的機能を維持しながら災害に備える二刀流方式

◎人と人、自然と人、自然と自然のつながり

◎流域を俯瞰した取り組み（山川海全部含めて流域治水）

気候変動緩和の取り組みも流域治水

2. 課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。
※流域治水に取り組む主体を増やす
（自分のためにから、みんなのために）

流域治水を推進する上で、自分事と捉えることが課題

3. 流域治水に取り組む主体を増やすための取組方針

大局的には①知る→②捉える（自分事と捉える）→③行動の流れを作り、取り組みの幅を広げ、トップランナー育成や要件化・基準化等を通して流域にも視野を広げていく。

取組みの例

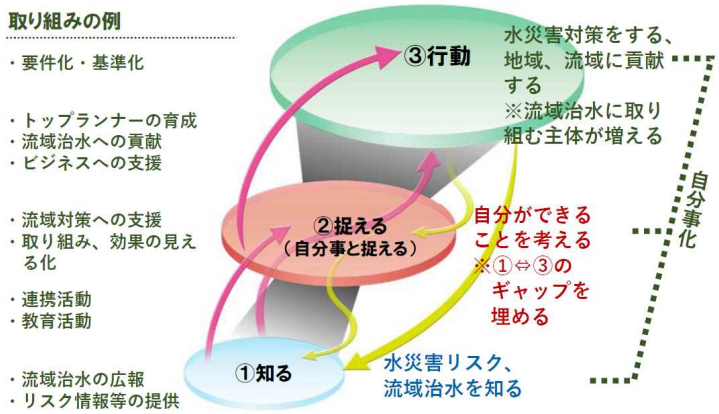

意識の醸成を図り、国民運動、日本の文化に

日々の生活の中で水害、防災のことが意識され、全国的に水災害リスクの自分事化が図られ、その視野が流域に広がり、社会全体が防災減災の質を高めるとともに、持続的に発展していく。

4. 施策を進めていく上での着眼点と具体策

○ 具体施策

（1）知っている人を増やすことと伝え方の工夫

◎気象条件を伝えるなど他人事化できない状況を定着
◎取り組みを促す相手の特性に応じて伝え方を工夫
◎インフラツーリズムとの連携など、知る機会を増やす
※ネガティブなことをおしゃれに、楽しいことを伝える。
住民自らのモニタリング

地域 個人 企業・団体
- ○ 流域治水ロゴマーク、ポスター
- ○ 流域治水の日、週間
- ○ 河川空間の利活用を通した意識醸成
- ○ SNS等での情報発信
- ○ インフラツーリズムとの連携
- ○ ダイナミックSABO ○ はまツーリズム推進
- ○ 危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・閲覧周知

（2）自分事化の機会創出と手段

◎防災教育（住民自ら記憶を伝える、行動を学ぶ）
◎水害伝承（記憶の風化を防ぎ教訓を伝える）
◎学べるコンテンツ（ウェブ、既存メディア活用）

地域 個人
- ○ 防災教育の推進（既存施策）

◎補助金、税制優遇等の支援
◎防災関連ビジネスの推進、取り組みのアピール
◎社会を良くしたいという動機、SDGs

地域 企業・団体
- ○ 地域に貢献する水防活動への参画
- ○ 流域治水オフィシャルサポーター制度
- ○ 防災・減災ビジネスの推進（オープンデータ活用）

◎取り組みの位置づけ、効果可視化（デジタル活用）

地域 企業・団体
- ○ デジタルテストベッド

（3）自分事化を促す相手の把握と絞り込み（発信側と受け手側の例）

発信側
◎キーパーソンのタイプ（盛り上げ、自然環境、研究開発、危機意識）＋河川ごとの特徴
◎リーダーの育成
（防災士、気象予報士等との連携等）
◎インフルエンサー活用

受け手側の例
◎防災教育に取り組む子供と家族
◎高齢者、災害弱者、若年層
◎リソースが不足している企業、建設分野他企業
◎地域のコミュニティ
◎金融関係機関

（4）主体的な取り組みが進むための環境整備

地域 個人 企業・団体
- ○ 共有プラットフォーム（全国流域治水MAP）

1）取り組みを実行する仕組みづくり
◎きっかけは様々（河川の利用や生態系保全の取り組みから始めることも）
◎課題の把握、取組事例の共有と分析、人と人をつなぐ仕組みの構築

2）社会のモードチェンジ
◎ポジティブな情動、同調圧力も ◎国からの情報発信による環境整備から

（5）持続的に流域治水を推進

◎トップランナーの育成
◎防災教育を通じて流域に視野を広げる
◎農業・農村地域での取り組み
（水を貯めることに対する農家と水管理組織の合意形成、防災対策と農村コミュニティ機能の相互依存的発展）

※各水系の流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ

地域 個人 企業・団体
- ○ 表彰制度（流域治水大賞）
- ○ 円滑な避難を支援する人材育成（ファシリテーター派遣の仕組み）
- ○ 気候変動リスク開示における民間企業の取り組みの支援（TCFD）
- ○ 防災教育に関する素材提供
- ○ 水害伝承に関する情報（コンテンツ）の普及・拡大

流域治水の自分事化に向けた取組計画

#3 水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす
総力戦の流域治水をめざして

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

5. 施策体系（目的、狙い）

○ 主に地域、個人に関するもの　○ 特に企業に特化したもの

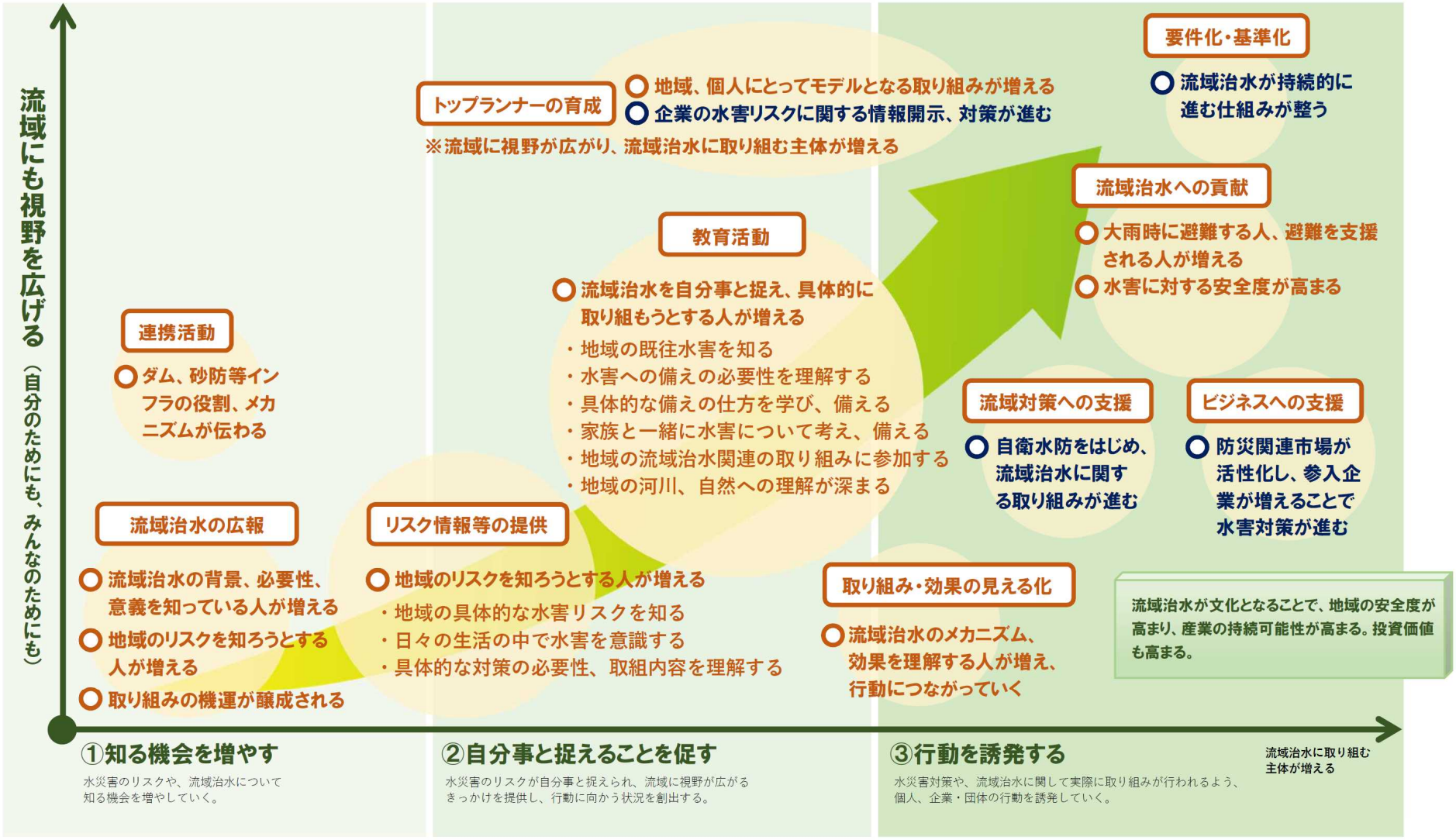

流域治水の自分事化に向けた取組計画

#4 水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす
総力戦の流域治水をめざして

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

5. 施策体系

細字：既存施策
太字：新規施策

○ 自発的な取り組みを促す施策　○ 特に企業を対象とした施策　一定の強制力を伴う施策

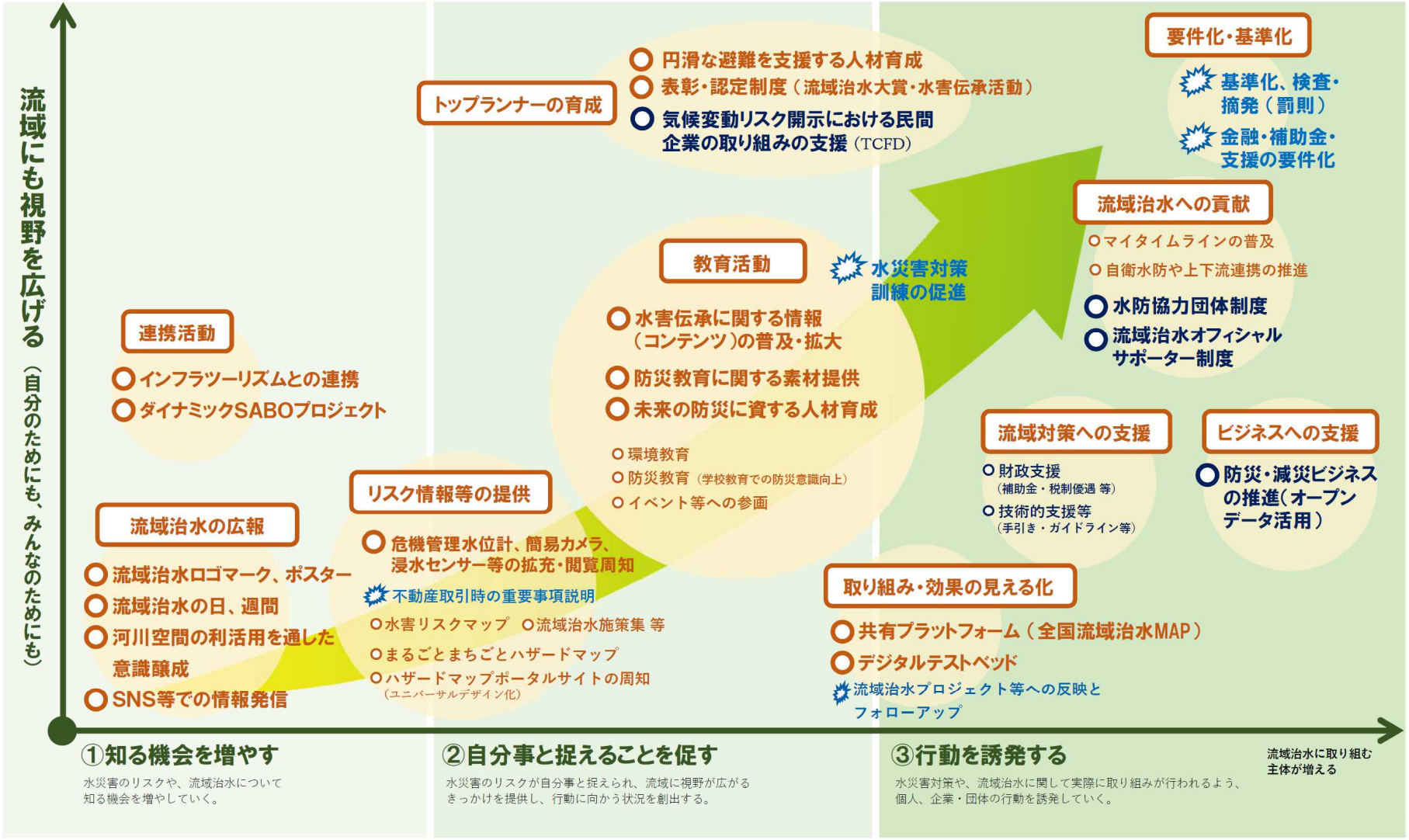

湧別川水系流域治水協議会
自分事化に向けた取組計画

自分事化に向けた取組計画（湧別川）

#1 自分事化に向けた取組計画

参考様式 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

湧別川流域治水協議会

計画：「水災害の自分事化」と流域に視野を広げることに関する令和6年度の取組計画を①②③の別に記入（横断可）

流域にも視野を広げる（自分のためにも、みんなのためにも）

連携活動
- ○重要水防箇所の見直しや水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施
- ○協議会を活用した水害リスクに関する情報共有、意見交換

教育活動
- ○小中学校への防災教育や1日防災学校、住民向けの講習会等の開催

訓練活動
- ○住民参加型の避難訓練の実施、参加
- ○防災ハンドブックの更新と共有、排水ポンプ車等を使用した排水訓練や情報伝達訓練の実施

水防活動の支援
- ○水防活動の担い手となる消防団員の募集、自主防災組織の設置促進と人材育成
- ○水防に必要な資機材の整備や保有状況の共有や検討

流域治水の広報
- ○広報誌やイベント等で流域治水や水害、土砂災害に関する啓発活動を実施

リスク情報等の提供
- ○まるまちハザードマップの設置検討や水害ハザードマップ等の更新・周知
- ○避難場所や経路等に関する情報の周知（気象・防災情報の提供）

- ○メール配信サービスやSNS等を活用した住民への情報提供

計画策定
- ○避難に関するマニュアルや地域防災計画、タイムラインの見直し
- ○要配慮者施設の避難確保計画に基づく避難の実効性確保の取組

①知る機会を増やす
水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

②自分事と捉えることを促す
水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

③行動を誘発する
水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

自分事化に向けた取組計画（湧別川）

#2 令和6年度：自分事化に向けた取組のロードマップ

参考様式 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

取り組み・主対象		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①知る機会を増やす	◎流域治水の広報 ｜地域｜個人｜企業・団体｜		広報誌やイベント等で流域治水や水害・土砂災害を啓発		
	◎連携活動 ｜地域｜		重要水防箇所や水害リスクの高い箇所の合同巡視 協議会を活用した水害リスクに関する情報共有、意見交換		
②自分事と捉えることを促す	◎リスク情報等の提供 ｜地域｜個人｜企業・団体｜	まるまちハザードマップの設置検討や水害ハザードマップ等の更新・周知 避難場所や経路等に関する情報の周知（気象・防災情報の提供） メール配信サービスやSNS等を活用した住民への情報提供			
	◎教育活動 ｜地域｜個人｜	小中学校への防災教育、１日防災学校	住民向けの講習会等		
	◎訓練活動 ｜地域｜個人｜	住民参加型の避難訓練	防災ハンドブックの更新と共有、排水訓練、情報伝達訓練		
③行動を誘発する	◎計画策定 ｜地域｜個人｜企業・団体｜	避難に関するマニュアルや地域防災計画、タイムラインの見直し 要配慮者施設の避難確保計画に基づく避難の実効性確保の取組			
	◎水防活動の支援 ｜地域｜個人｜企業・団体｜	水防活動の担い手となる消防団員の募集、自主防災組織の設置促進と人材育成	水防に必要な資機材の整備や保有状況の共有や検討		

渚滑川水系流域治水協議会
自分事化に向けた取組計画

自分事化に向けた取組計画（渚滑川）

#1 自分事化に向けた取組計画

参考様式 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

渚滑川流域治水協議会

計画：「水災害の自分事化」と流域に視野を広げることに関する令和6年度の取組計画を①②③の別に記入（横断可）

流域にも視野を広げる（自分のためにも、みんなのためにも）

連携活動
- ○重要水防箇所の見直しや水害リスクの高い箇所の合同巡視を実施
- ○協議会を活用した水害リスクに関する情報共有、意見交換

教育活動
- ○町内会、自主防災組織、小・中・高校生への防災授業等への協力
- ○関係機関と連携した防災訓練、防災ワークショップ等の実施

訓練活動
- ○住民参加型の避難訓練の実施、参加
- ○防災ハンドブックの更新と共有、排水ポンプ車等を使用した排水訓練や情報伝達訓練の実施

水防活動の支援
- ○水防活動の担い手となる消防団員の募集、自主防災組織の設立支援
- ○水防に必要な資機材の整備や保有状況の共有や検討

流域治水の広報
- ○広報誌やイベント等で流域治水や水害、土砂災害に関する啓発活動を実施

リスク情報等の提供
- ○水害ハザードマップ等の更新・周知
- ○避難場所や経路等に関する情報の周知（気象・防災情報の提供）
- ○電話やFAX、メール配信サービス、SNS、消防サイレン等を活用した住民への情報提供

計画策定
- ○避難に関するマニュアルや地域防災計画、タイムラインの見直し
- ○要配慮者施設の避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保の取組

①知る機会を増やす
水災害のリスクや、流域治水について知る機会を増やしていく。

②自分事と捉えることを促す
水災害のリスクが自分事と捉えられ、流域に視野が広がるきっかけを提供し、行動に向かう状況を創出する。

③行動を誘発する
水災害対策や、流域治水に関して実際に取り組みが行われるよう、個人、企業・団体の行動を誘発していく。

流域治水に取り組む主体が増える

自分事化に向けた取組計画（渚滑川）

#2 令和6年度：自分事化に向けた取組のロードマップ

参考様式 国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

取り組み・主対象		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①知る機会を増やす	◎流域治水の広報 ｜地域｜個人｜企業・団体｜		広報誌やイベント等で流域治水や水害・土砂災害を啓発		
	◎連携活動 ｜地域｜		● 重要水防箇所や水害リスクの高い箇所の合同巡視 協議会を活用した水害リスクに関する情報共有、意見交換		
②自分事と捉えることを促す	◎リスク情報等の提供 ｜地域｜個人｜企業・団体｜	水害ハザードマップ等の更新・周知 避難場所や経路等に関する情報の周知（気象・防災情報の提供） 電話やFAX、メール配信サービス、SNS、消防サイレン等を活用した住民への情報提供			
	◎教育活動 ｜地域｜個人｜		● ● 町内会、自主防災組織、小・中・高校生への防災授業等 ● ● 防災訓練、防災ワークショップ等		
	◎訓練活動 ｜地域｜個人｜		● 住民参加型の避難訓練 ●		
			防災ハンドブックの更新と共有、排水訓練、情報伝達訓練		
③行動を誘発する	◎計画策定 ｜地域｜個人｜企業・団体｜	避難に関するマニュアルや地域防災計画、タイムラインの見直し 要配慮者施設の避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保の取組			
	◎水防活動の支援 ｜地域｜個人｜企業・団体｜	水防活動の担い手となる消防団員の募集、自主防災組織の設立支援	水防に必要な資機材の整備や保有状況の共有や検討		

2. 情報提供

令和６年度からのさらなる加速化にむけて

流域治水

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

- 令和5年度においても流域治水プロジェクトの取組が全国で進展しています。
- 令和6年度からの予算制度の拡充や水災害リスクを自分事化し流域治水の取組主体を増やすための取組等、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

いのちとくらしをまもる
防　災　減　災

流域治水

令和６年３月29日
水管理・国土保全局
都市局
住宅局

令和５年度の流域治水の取組の進展について
～令和６年度からの流域治水のさらなる加速化に向けて～

令和５年度においても流域治水の取組が全国で進展しています。令和６年度からの予算制度の拡充や水災害リスクを自分事化し流域治水の取組主体を増やすための取組等、流域治水の現場レベルでの実践をさらに加速化していきます。

○ 流域治水の取組の進捗

➢ 一級水系において、指標として見える化した７つの代表的な取組内容が進捗しました。（別添１）

○ 流域治水に係る予算制度の拡充

➢ 令和６年度から、浸水や土砂災害の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川、砂防、下水道、まちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充します。（別添２）

○ 特定都市河川の指定拡大

➢ 令和５年度には、脇川水系、鳴瀬川水系、高城川水系、石狩川水系、一宮川水系、利根川水系、最上川水系、甲突川水系、新川水系、稲荷川水系及び阿武隈川水系の 11 水系 159 河川が特定都市河川に指定され、また、特定都市河川指定等の予定時期を示すロードマップを全国の 27 水系で公表しました。（別添３）

○ 水災害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やすための取組

➢ 住民や企業等のあらゆる関係者による、持続的・効果的な流域治水の取組の推進に向け、行政の働きかけに関する普及施策の体系化と行動計画をとりまとめました。この行動計画に基づき、流域治水ロゴマークの決定等の普及施策の取組を進めてきました。今後、更なる水災害リスクの自分事化を図るとともに、流域治水に取り組む主体を増やすための取組を推進していきます。（別添４）

○ 流域治水における河川環境の保全・創出の取組強化

➢ 今後の河川環境施策を着実に進めていくために、令和６年２月から「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」を開催し、３月に提言（案）を公表しました。（URL：https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/seitai_network/index.html）

○ 土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりの推進

➢ 居住誘導区域等における防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備に向けて、まちづくり連携砂防等事業が新たに逗子市、雲南市、長崎市で開始されました。（別添５）

○ 関係省庁、流域関係者との連携強化

➢ 令和６年３月に「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催し、関係省庁間の連携強化を進めています。（URL：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html）

➢ 令和５年度の出水期において、全国のべ 181 ダムで事前放流を実施し、洪水に備えました。
（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000221.html）

流域治水の本格的実践（令和6年度新規・拡充事項一覧）

別添2

○浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

①水害常襲地域における流域治水対策の推進
【水管理・国土保全局】

○浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図ることを目的として、貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内において、宅地嵩上げ等、家屋移転を河川管理者が実施できるよう、制度を拡充。

【対象：河川管理者（国、都道府県）】

令和5年7月の大雨の状況

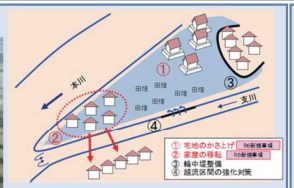

※防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

②頻発する内水被害への対策強化
【水管理・国土保全局】

○内水被害の蓋然性が特に高い地域における被害を早期に軽減するため、防災・安全交付金の要素事業等からなるハード・ソフトを一体とした内水対策を都道府県が「内水被害等軽減対策計画」として作成し、国が認定する新たな制度を創設し、当該計画への予算を重点化。

○上記計画に基づき実施する流域貯留浸透事業の現在の交付要件「500m³以上の貯留機能を持つ施設」について、「複数施設で500m³以上」に要件を緩和。　【対象：都道府県等】

③取水施設の耐災害性強化の推進
【水管理・国土保全局】

○取水施設の被災は大規模断水につながりやすいことを踏まえ、災害リスクが高い取水施設に対して、被災防止のための施設整備に係る費用を支援する制度を創設。

【対象：地方公共団体等】

取水門の被災状況

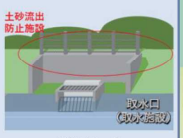

対策イメージ

〈ハード・ソフトが一体となった流域治水の取組イメージ〉

④土砂・洪水氾濫対策の加速化
【水管理・国土保全局】

○全国における土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期に明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災としての土砂・洪水氾濫対策を加速化させるため、都道府県における対象流域の抽出や、土砂・洪水氾濫と同時に流出する流木の対策計画策定を支援。

【対象：都道府県】

⑤一時避難場所整備緊急促進事業による水害時の避難者を受け入れるスペース等の整備促進
【住宅局】

○水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備を促進する事業について、事業期限を延長。（令和7年度まで）　【対象：地方公共団体等】

（補助対象）
避難者を受け入れるために付加的に必要となる、下記の整備

○受入スペース

○マンホールトイレ

○防災備蓄倉庫

○非常用発電機　等

○令和6年度予算概要　https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009483.html

国土交通省　報道発表資料　令和5年度の流域治水の取組の進展について～令和6年度からの流域治水の更なる加速化に向けて～
URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000205.html

流域治水の主な取組の進捗

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

全国の流域治水プロジェクトの取組が令和5年度も着実に進んでいます。
令和6年度も、引き続き流域関係者との協働により地域の早期の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
被害対象を減少させるための対策
被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

別添1

令和4年度末　502市町村
令和5年度末　568市町村
↓
66市町村増加

・治山対策等の実施箇所数
令和5年度実施分
1,395箇所 ※1

・砂防関係施設の整備数
令和5年度完成分
206箇所 ※1
（実施中は1,802箇所）

令和4年12月末　110市町村
令和5年12月末　218市町村
↓
108市町村増加

・洪水浸水想定区域の指定河川数
令和4年9月末　4,022河川
令和5年9月末　5,413河川
↓
約1,400河川増加

・内水浸水想定区域図の作成団体数 ※2
令和4年9月末　122団体
令和5年9月末　148団体
↓
26団体増加

・避難確保計画の作成済みの施設数

（洪水）
令和4年9月末　99,149施設
令和5年9月末　106,634施設
↓
約7,500施設増加

（土砂）
令和4年9月末　18,433施設
令和5年9月末　20,361施設
↓
約1,900施設増加

（参考）

令和3年度　約67%
令和4年度　約69%
令和5年度　更新作業中

令和3年度実施分　4,353施設 ※1
令和4年度実施分　4,728施設 ※1
令和5年度実施分　更新作業中

・個別避難計画を作成（全部又は一部）済みの市町村数
令和4年1月1日時点　1,167市町村
令和5年1月1日時点　1,303市町村
令和6年4月1日時点　更新作業中

※1：累計ではなく、単年度の実施箇所数
※2：全国の作成団体数

流域治水の本格的実践 （令和６年度新規・拡充事項一覧）

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

○ 浸水の危険が高い地域における流域対策を一層推進するため、河川分野だけでなく、下水道やまちづくり等のあらゆる分野において流域治水の取組に資する予算制度を拡充。

別添2

① 水害常襲地域における流域治水対策の推進

【水管理・国土保全局】

○浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図ることを目的として、貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域内において、宅地嵩上げ等、家屋移転を河川管理者が実施できるよう、制度を拡充。

【対象：河川管理者（国、都道府県）】

令和5年7月の大雨の状況

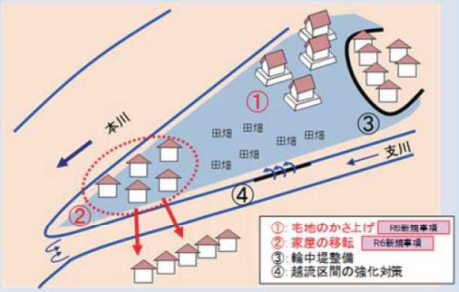

※防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

②頻発する内水被害への対策強化

【水管理・国土保全局】

○内水被害の蓋然性が特に高い地域における被害を早期に軽減するため、防災・安全交付金の要素事業等からなるハード・ソフトを一体とした内水対策を都道府県が「内水被害等軽減対策計画」として作成し、国が認定する新たな制度を創設し、当該計画への予算を重点化。

○上記計画に基づき実施する流域貯留浸透事業の現在の交付要件「500m³以上の貯留機能を持つ施設」について、「複数施設で500m³以上」に要件を緩和。 【対象：都道府県等】

③取水施設の耐災害性強化の推進

【水管理・国土保全局】

○取水施設の被災は大規模断水につながりやすいことを踏まえ、災害リスクが高い取水施設に対して、被災防止のための施設整備に係る費用を支援する制度を創設。

【対象：地方公共団体等】

取水門の被災状況

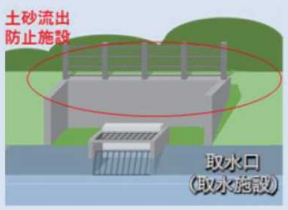

対策イメージ

〈ハード・ソフトが一体となった流域治水の取組イメージ〉

④土砂・洪水氾濫対策の加速化

【水管理・国土保全局】

○全国における土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期に明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災としての土砂・洪水氾濫対策を加速化させるため、都道府県における対象流域の抽出や、土砂・洪水氾濫と同時に流出する流木の対策計画策定を支援。

【対象：都道府県】

⑤一時避難場所整備緊急促進事業による水害時の避難者を受け入れるスペース等の整備促進

【住宅局】

○水害時に発生する避難者を一時的に受け入れる施設の整備を図るため、オフィスビルや商業施設、マンション等の建築物において、避難者を受け入れるスペース、防災備蓄倉庫及び受入関連施設の整備を促進する事業について、事業期限を延長。（令和7年度まで） 【対象：地方公共団体等】

（補助対象）
避難者を受け入れるために付加的に必要となる、下記の整備

○受入スペース

○マンホールトイレ

○防災備蓄倉庫

○非常用発電機 等

流域治水対策等の主な支援事業集

流域治水の推進に向けた
関係省庁実務者会議

発行：流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

（内閣府・金融庁・こども家庭庁・総務省・消防庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・
林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省）

掲載URL：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/pdf/ryuikitaisaku1_r604.pdf

「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の概要

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

・水害の激甚化等を踏まえ、関係16（令和5年度以降は17）府省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置（令和2年10月28日）
・流域治水の着実な推進に向け、各省庁におけるこれまでの取組と今後の進め方・具体的な取組を「流域治水推進行動計画」としてとりまとめた（令和3年7月30日）。
・関係府省庁における支援制度を一元化し関係自治体等に周知するため、「流域治水対策等の主な支援事業」を作成・公表

関係省庁実務者会議

水管理・国土保全局長

治水は様々な利害関係があり、その調整は、ともに同じテーブルについて検討していくところから始まり、関係府省庁が様々な政策の中で連携を進め、プロジェクトを行う各流域に落とし込んでいくことが重要である。

構成員

議　長　国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長
構成員　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官
金融庁監督局保険課保険課長
こども家庭庁長官官房総務課危機管理対策室長
総務省大臣官房企画課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
財務省理財局国有財産業務課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
農林水産省農村振興局整備部水資源課長
林野庁森林整備部治山課長
海岸関係省庁（※）担当課長
（※）農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、
国土交通省水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長
中小企業庁事業環境部経営安定対策室長
気象庁大気海洋部気象リスク対策課長
環境省地球環境局総務課気候変動適応室長

開催状況

・第１回（令和２年10月28日）　※対面開催
主な内容：会議の立ち上げ・趣旨説明
各府省庁からの取組発表（国交省、農水省、林野庁、環境省、財務省）
・第２回（令和３年３月26日）　※WEB併用
主な内容：「流域治水推進行動計画」の策定に関する案内
各府省庁からの取組発表（国交省、総務省、農水省、林野庁、環境省）
・第３回（令和３年７月30日）　※WEB併用
主な内容：「流域治水推進行動計画」の策定
各府省庁からの取組発表（国交省、農水省、林野庁、金融庁）
・第４回（令和４年１月27日）　※WEB併用
主な内容：「流域治水対策等の主な支援事業」の策定
各府省庁からの取組発表（国交省、文科省、農水省、林野庁、環境省）
・第５回（令和５年１月30日）　※WEB併用
主な内容：流域治水の取組の進捗と新たな取組について（国交省）
各府省庁からの取組発表（内閣府、文科省、農水省、林野庁、中企庁、環境省）
・第６回（令和６年３月６日）　※対面開催
主な内容：流域治水の取組の進捗と新たな取組について（国交省）
各府省庁からの取組発表（内閣府、文科省、厚労省、農水省、林野庁、気象庁、環境省）

課題等を共有
助言等を実施

地域での取組状況「流域治水協議会」

全国１０９の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設立し、令和３年３月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

流域治水推進行動計画（令和３年７月３０日策定）

○ 流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進に向け、関係府省庁の連携策も含め各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や目標について集約した「流域治水推進行動計画」を作成。
○ 「気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し」「流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策」「事前防災対策の加速」「防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり」により、流域治水を推進する。

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

流域治水推進行動計画

（1）気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

・河川整備基本方針、河川整備計画等の計画の見直し
・気候変動予測モデルの高度化

（2）流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

①ハザードへの対応
・河川堤防、下水道による雨水貯留・排水施設、砂防関係、海岸保全施設の整備、治水ダム建設・再生
・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化
・流域の雨水貯留浸透機能の向上　・戦略的な維持管理

②暴露への対応
・リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫
・まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実

③脆弱性への対応
・水災害リスク情報の充実・提供　・避難体制の強化
・避難行動を促すための情報・伝え方　・安全な避難先の確保
・広域避難体制の構築　・経済被害の軽減
・金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供
・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

（3）事前防災対策の加速

・流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化
・防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援
・農業水利施設の新技術の活用による防災

（4）防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

・防災・減災の日常化
・規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進
・経済的インセンティブによる「流域治水」の推進
・流域治水の調整を行う場の設置　・グリーンインフラの活用

流域治水推進行動計画の主な取組

（１）気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
気候変動の影響を治水計画等へ反映し、地域の目標安全度を確保	・河川整備計画（目標流量）を20水系で見直し ・海岸保全基本計画を39都道府県で見直し ・気候変動の影響を考慮した下水道計画策定の推進	農水省・林野庁・水産庁・国交省
	・気候変動モデルの高度化により降雨量予測情報を高精度化 ・気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表	文科省・気象庁

（２）流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

施策項目		これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
①ハザードへの対応	利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	・ 河川やダムの流域に着目した流域雨量予測情報の開発 ・一級水系に加え、二級水系においても、事前放流等の運用を実施 ・河川管理者・利水者等で構成される協議会の創設	厚労省・農水省・経産省・エネ庁・国交省・気象庁
	流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	・国有地を活用した貯留施設整備50箇所 ・田んぼダムに取り組む水田の面積　約３倍以上 ・森林整備・治山対策による森林の浸透・保水機能の発揮 ・雨水貯留浸透施設の設置900市町村 ・防災機能を備えるオープンスペースを確保した都市の割合75% ・グリーンインフラの取組事業化70自治体 ・遊水地や輪中堤による地域の実情に応じた災害復旧の推進 ・Ｅco-ＤRRの推進	財務省・農水省・林野庁・国交省・環境省
	戦略的な維持管理	・老朽化した河川管理施設の計画的な更新 ・三次元河川管内図の整備（109水系） ・橋梁、道路の流失対策 ・河道内伐採樹木等をバイオマス発電燃料等として有効利用	国交省・環境省
	氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	・粘り強い構造の堤防整備 ・水防活動に必要な情報共有システムの構築 ・消防団の救助能力向上 ・海岸保全施設の整備	総務省（消防庁）・農水省・水産庁・国交省
	洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	・よりリスクの高い流域において砂防堰堤や遊砂地等の事前防災対策を集中的に実施 ・きめ細かな治山ダムの配置や山腹崩壊対策などによる土砂流出の抑制 ・森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉	林野庁・国土交通省
②暴露への対応	リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫	・防災まちづくりの推進（防災指針作成600市町村） ・災害危険区域制度の活用 ・高台まちづくりの推進	国交省
	まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実	・国管理河川においては、リスクマップ（多段的な浸水想定区域図）を令和3年度内に作成 ・雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） ・高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所）	国交省
③脆弱性への対応	土地の水災害リスク情報の充実・提供	・洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） ・雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） ・高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） ・浸水被害を踏まえた危険物の取扱 ・土地購入時の水災害リスク情報の提供	総務省（消防庁）・国交省
	避難体制の強化	・リアルタイム浸水把握の技術開発 ・一日先の雨量予測を用いた危険度分布の提供 ・水系一貫洪水予測モデルの開発 ・高潮、高波予測情報の発信 ・将来の気候変動下での台風や豪雨の影響評価 ・人工衛星の活用	文科省・国交省・気象庁・環境省
	避難行動を促すための情報・伝え方	・防災用語ウェブサイトを開設（令和3年6月） ・住民の防災意識向上訓練（1,388市町村） ・線状降水帯による大雨情報の提供 ・新たな避難情報の周知 ・災害発生のおそれ段階から、交通機関への影響等を加えて情報発信	内閣府（防災）・国交省・気象庁
	安全な避難先の確保	・避難地、避難場所の整備 ・道路の高架区間等の緊急避難場所としての活用 ・民間施設の避難場所指定 ・要配慮者利用施設の避難の実行性確保 ・学校、スポーツ施設の防災機能向上	内閣府（防災）・総務省（消防庁）・厚労省・文科省・国交省
	広域避難体制の構築	・広域避難の検討、調整の促進 ・広域避難のための予測情報の提供	内閣府（防災）・国交省・気象庁
	避難行動につながる平時の取り組み、避難計画づくり	・自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法の確立、マイ・タイムラインの取組拡大 ・民間企業が提供する防災アプリやサービスと連携し、避難行動を支援	内閣府（防災）・文科省・農水省・国交省・気象庁

流域治水推進行動計画の主な取組

施策項目		これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
③脆弱性への対応	経済被害の軽減	・水道施設（浄水場等）の浸水対策 ・下水道施設(揚水機能を確保)の耐水化 ・高層マンションの電気設備の浸水対策 ・企業の浸水対策 ・医療機関のBCP作成の促進 ・交通ネットワークを確保する治水・土砂災害対策 ・鉄道橋梁の流出防止対策	厚労省・経産省・国交省
	金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供	・洪水浸水想定区域データ等の水害リスク情報の提供 ・想定最大洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） ・住宅ローンによる誘導 ・グリーンボンドの推進	国交省・環境省
	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	・災害発生のおそれ段階からのTEC-FORCE等の派遣	国交省

（３）事前防災対策の加速

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化	・令和元年東日本台風及び令和２年７月豪雨における緊急治水対策プロジェクト（9水系）について、5～10年で再度災害防止対策を完了 ・一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定（550水系）	国交省・気象庁
水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援	・ガイドラインについて、今後の各地域での取組を通じて得られた知見及び新しく得られた科学的知見並びに法制度の改正等を反映し充実 ・多段的なハザード情報を提供（109水系）	国交省
農業水利施設の新技術の活用による防災のデジタル化・スマート化	・ダム等農業水利施設の貯水位等の遠隔把握の防災情報ネットワークの活用 ・ため池防災支援システムの活用	農水省

（４）防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
あらゆる行政プロセスや、様々な事業に防災・減災の観点を取り入れた仕組みを構築	流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」９法律を一体的に改正（公布：R３.5.10） 1.特定都市河川浸水被害対策法、2.河川法、3.下水道法、4水防法、5.土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、6.都市計画法、7.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、8.都市緑地法、9.建築基準法 を一体的に改正	国交省
防災・減災の日常化	・小中学校における防災教育・環境教育の支援 ・流域治水シンポジウムの開催	文科省・国交省・気象庁・環境省
規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進	・流域治水に取り組む市町村数（900市町村） ・より水災害リスクの低い地域への土地利用の誘導 ・災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数（令和4年度：0件）	国交省
経済的インセンティブによる「流域治水」の推進	・民間損害保険における水害リスク補償の安定的な供給 ・農業用ダムやため池等の農業水利施設の洪水調節機能強化に資する整備を補助 ・水災害リスクを回避・軽減するためのすまい方の工夫補助	金融庁・農水省・国交省
流域治水の調整を行う場の設置	・流域治水協議会の設置（550水系） ・気候変動適応広域協議会（7ブロック）	国交省・環境省
グリーンインフラの活用	・全国で持続可能で魅力ある地域（防災×自然×経済・観光）づくりを推進するため「流域治水×グリーンインフラ」を策定・推進（109水系） ・水田の貯留機能向上、農地の保全	農水省・国交省・環境省

（流域治水推進行動計画作成主体）

流域治水推進の推進に向けた関係省庁実務者会議（１７府省庁）

水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議を開催。

2 国土交通省（議長）・内閣府・金融庁・こども家庭庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・気象庁・環境省

助言等を実施

課題等を共有

地域での取り組み「流域治水協議会」

全国１０９の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設置し、令和３年３月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

主な支援事業の掲載例（学校施設の防災機能の向上）

58

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm【公立学校等】/ https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm【国立大学法人等】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm【私立高校等】
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm【私立大学等】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/mext_00679.html【私立専修学校】

学校施設の防災機能の向上

学校施設環境改善交付金	
概要	公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。
支援対象	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校
補助率（措置率）	1/3

国立大学法人等施設整備費補助金	
概要	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助金を交付する。
支援対象	国立大学法人、国立高等専門学校、大学共同利用機関法人
補助率（措置率）	定額

私立学校施設整備費補助金	
概要	学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）に対し、当該学校法人等の設置する私立大学等が事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
支援対象	学校法人等が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（専門課程・高等課程）
補助率（措置率）	高校以下　1/3以内等、大学等　1/2以内等

取組事例(学校施設における水害対策)

ピロティによる高床化
(熊本県熊本市立必由館高等学校)

受変電設備のかさ上げ
（長野県長野市立長沼小学校）

止水板の設置(給食室への浸水を防ぐ)
（東京都大田区立大森第四小学校）

主な支援事業の掲載例（都市防災総合推進事業の概要）

59

URL: https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001734695.pdf

都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県　等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※5
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1／3 (R6年度まで1／2)
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1／3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地1／3 工事1／2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地1／3 工事1／2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査1／3 工事1／2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1／2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／3※1

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り
・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1／2又は当該事業に要する費用の1／3のいずれか低い額
・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1／2
・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1／2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2／3

○地区要件

施行地区

<事業メニュー①　③～⑤>
・災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地
・大規模地震発生の可能性の高い地域※3（⑤については市街地に限る）
・重点密集市街地を含む市
・DID地区

<事業メニュー⑥>
・大規模地震発生の可能性の高い地域※3
・重点密集市街地を含む市
・DID地区、三大都市圏既成市街地
・政令市、道府県庁所在市

<事業メニュー⑦>
・重点密集市街地

<事業メニュー⑧>
・激甚災害による被災地　等
・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

※5：予算の範囲内での支援

津波避難タワー

避難地（高台）

防災備蓄倉庫

避難場所に向かう避難路

避難地（防災公園・延焼防止）

沿道建築物の不燃化

特定都市河川の指定等の状況（令和6年3月29日時点）

別添3

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**24水系327河川**が指定されている（法改正前：8水系64河川、法改正後：16水系263河川）

○特定都市河川指定や流域水害対策計画策定の予定時期を示すロードマップを27水系で公表

【凡例】

◇：法改正前　指定済み特定都市河川
◆：法改正後　指定済み特定都市河川

下線：特定都市河川等指定検討河川

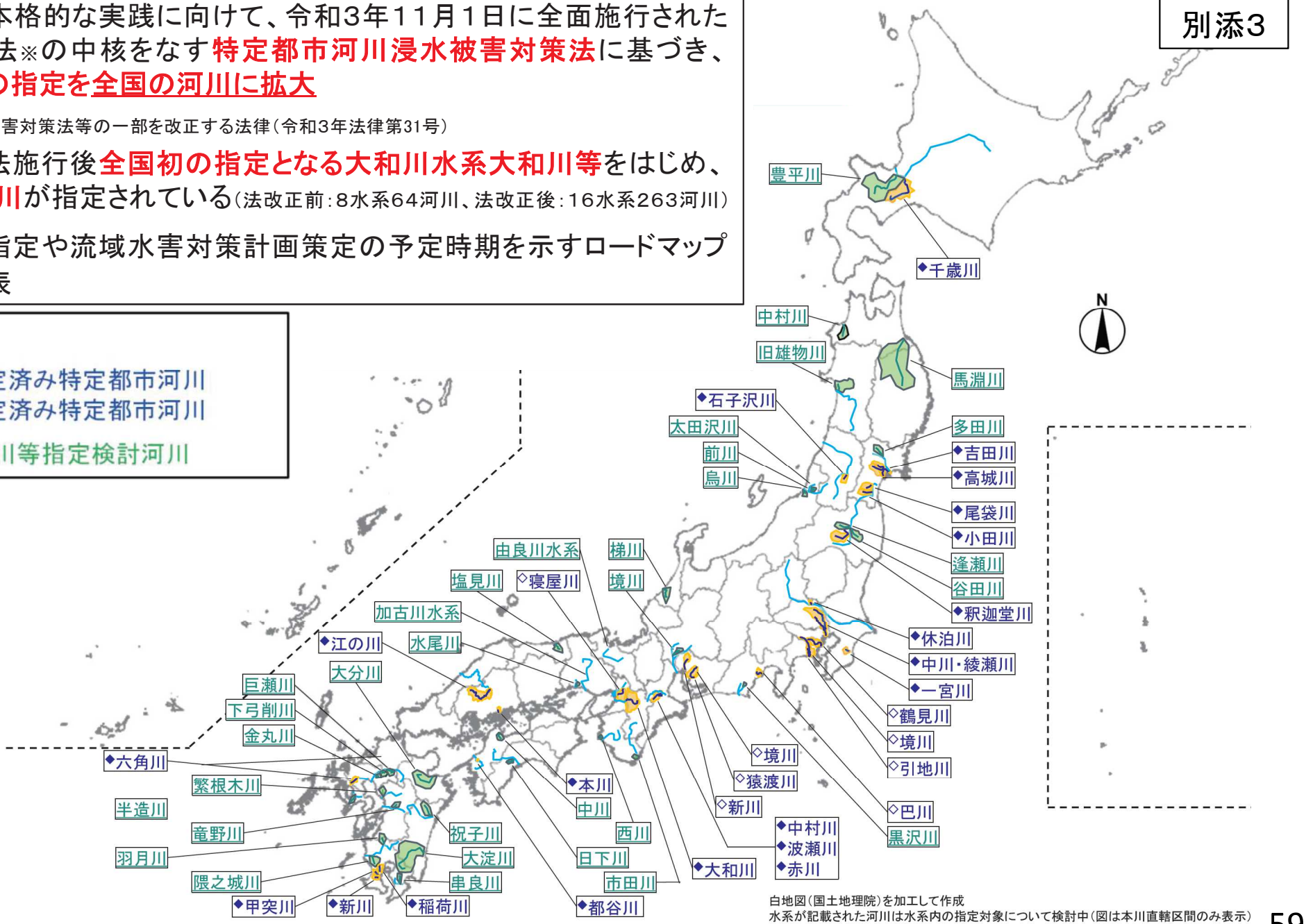

白地図（国土地理院）を加工して作成
水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中（図は本川直轄区間のみ表示）

水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やすための取組

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

別添4

1. 背景（流域治水の推進）

by ALL の流域治水

2℃の気温上昇時、洪水ピーク流量は2割増（4℃上昇時4割増）。河川区域の対策だけでは対応できない。

流域のみんなで、自然、産業を含め文化として治水に取り組む。

※社会がスローダウンすると自分事と感じる。
（計画運休、休業、道路の通行止めなど）

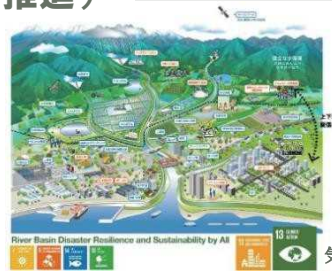

◎持続的に開発しつつも社会的機能を維持しながら災害に備える二刀流方式

◎人と人、自然と人、自然と自然のつながり

◎流域を俯瞰した取り組み（山川海全部含めて流域治水）

気候変動緩和の取り組みも流域治水

2. 課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。

※流域治水に取り組む主体を増やす
（自分のためにから、みんなのために）

流域治水を推進する上で、自分事と捉えることが課題

3. 流域治水に取り組む主体を増やすための取組方針

大局的には①知る→②捉える（自分事と捉える）→③行動の流れを作り、取り組みの幅を広げ、トップランナー育成や要件化・基準化等を通して流域にも視野を広げていく。

取り組みの例

・要件化・基準化

・トップランナーの育成
・流域治水への貢献
・ビジネスへの支援

・流域対策への支援
・取り組み、効果の見える化

・連携活動
・教育活動

・流域治水の広報
・リスク情報等の提供

別添4-6

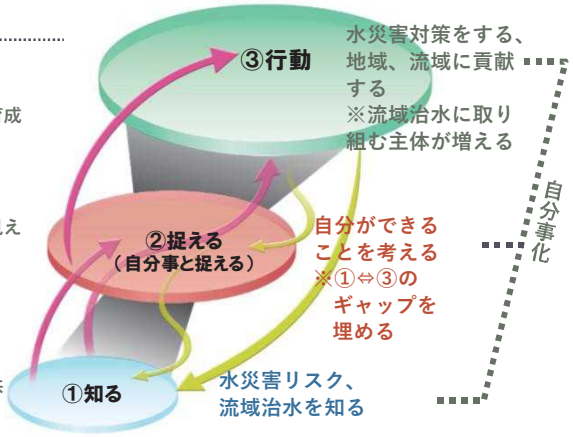

意識の醸成を図り、国民運動、日本の文化に

日々の生活の中で水害、防災のことが意識され、全国的に水災害リスクの自分事化が図られ、その視野が流域に広がり、社会全体が防災減災の質を高めるとともに、持続的に発展していく。

4. 施策を進めていく上での着眼点と具体策

○ 具体施策

（1）知っている人を増やすことと伝え方の工夫

◎気象条件を伝えるなど他人事化できない状況を定着
◎取り組みを促す相手の特性に応じて伝え方を工夫
◎インフラツーリズムとの連携など、知る機会を増やす
※ネガティブなことをおしゃれに、楽しいことを伝える。
住民自らのモニタリング

地域 個人 企業・団体
- ○流域治水ロゴマーク、ポスター　別添4-1
- ○流域治水の日、週間
- ○河川空間の利活用を通した意識醸成
- ○SNS等での情報発信
- ○インフラツーリズムとの連携
- ○ダイナミックSABO　○はまツーリズム推進
- ○危機管理水位計、簡易カメラ、浸水センサー等の拡充・閲覧周知　別添4-5

（2）自分事化の機会創出と手段

◎防災教育（住民自ら記憶を伝える、行動を学ぶ）
◎水害伝承（記憶の風化を防ぎ教訓を伝える）
◎学べるコンテンツ（ウェブ、既存メディア活用）

地域 個人
- ○防災教育の推進（既存施策）

◎補助金、税制優遇等の支援
◎防災関連ビジネスの推進、取り組みのアピール
◎社会を良くしたいという動機、SDGs

地域 企業・団体
- ○地域に貢献する水防活動への参画　別添4-7
- ○流域治水オフィシャルサポーター制度　別添4-2
- ○防災・減災ビジネスの推進（オープンデータ活用）

◎取り組みの位置づけ、効果可視化（デジタル活用）

地域 企業・団体
- ○デジタルテストベッド

（3）自分事化を促す相手の把握と絞り込み（発信側と受け手側の例）

発信側
◎キーパーソンのタイプ（盛り上げ、自然環境、研究開発、危機意識）＋河川ごとの特徴
◎リーダーの育成（防災士、気象予報士等との連携等）
◎インフルエンサー活用

受け手側の例
◎防災教育に取り組む子供と家族
◎高齢者、災害弱者、若年層
◎リソースが不足している企業、建設分野他企業
◎地域のコミュニティ
◎金融関係機関

（4）主体的な取り組みが進むための環境整備

地域 個人 企業・団体
- ○共有プラットフォーム（全国流域治水MAP）

1）取り組みを実行する仕組みづくり　別添4-3
◎きっかけは様々（河川の利用や生態系保全の取り組みから始めることも）
◎課題の把握、取組事例の共有と分析、人と人をつなぐ仕組みの構築

2）社会のモードチェンジ　別添4-4
◎ポジティブな情動、同調圧力も　◎国からの情報発信による環境整備から

（5）持続的に流域治水を推進

地域 個人 企業・団体
- ○表彰制度（流域治水大賞）
- ○円滑な避難を支援する人材育成（ファシリテーター派遣の仕組み）
- ○気候変動リスク開示における民間企業の取り組みの支援（TCFD）
- ○防災教育に関する素材提供
- ○水害伝承に関する情報（コンテンツ）の普及・拡大

◎トップランナーの育成
◎防災教育を通じて流域に視野を広げる
◎農業・農村地域での取り組み
（水を貯めることに対する農家と水管理組織の合意形成、防災対策と農村コミュニティ機能の相互依存的発展）

※各水系の流域治水プロジェクト等への反映とフォローアップ

報道発表URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001203.html

自分事化の取組（①流域治水ロゴマーク）

別添４－１

○ 一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的に、公募作品の中から、流域治水のシンボルとなるロゴマークを決定。全国各地で流域治水を広く周知・ＰＲするための広報活動に活用。

選定作品、説明

デザインメッセージ

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもありますが、災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。

中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

使用シーン

例：各取組主体が作成するパンフレット、ポスター、説明資料、プレスリリース、名刺、看板、展示物、ウェブサイト、ＳＮＳ、広報物、各種案内　等

グレースケール

箔押し、エンボス加工用1色データ

リーフレット（表紙）での使用例

名刺での使用例

ＷＥＢサイトでの使用例

報道発表URL：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html

自分事化の取組（②流域治水オフィシャルサポーター制度）

別添４－２

○流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、オフィシャルサポーター制度を創設。

○流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省ウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動において、オフィシャルサポーターである旨を明記することが可能。

＜活動例＞

企業ＷＥＢページでの周知活動

イベント時のチラシ配布・パネル展示

社内研修・外部向けセミナー開催

流域治水のオリジナル教材作成

流域治水オフィシャルサポーター　一覧 1/2（R6.5.24時点）

流域治水

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

※道内の企業・団体では18者が応募・登録

1．株式会社エコロジーサイエンス	北見市 2．株式会社アラソフトウェア	3．株式会社ニュージェック	4．株式会社　ヤマウ	5．一般社団法人日本損害保険協会	帯広市 6．西江建設株式会社	7．富士コントロール株式会社
札幌市 8．新太平洋建設株式会社	9．ベルテクス株式会社	札幌市 10．一般財団法人　北海道河川財団	11．荒川ビジョン推進協議会	12．株式会社日立製作所	13．三井共同建設 コンサルタント株式会社	帯広市 14．宮坂建設工業株式会社
15．一般社団法人環境文化研究所	16．株式会社田中地質コンサルタント	17．アジアエンジニアリング株式会社	18．株式会社　三弘	19．一般社団法人中部地域づくり協会	20．株式会社　藤井組	21．旭建設株式会社
22．株式会社　建設技術研究所	23．一般社団法人 パブリックサービス	24．日本工営株式会社	25．株式会社　水倉組	26．大塚ウエルネスベンディング 株式会社	27．日本ヒューム株式会社	28．公益財団法人 リバーフロント研究所
29．因幡堰土地改良区	30．大日本ダイヤコンサルタント 株式会社	31．株式会社　IHI	32．株式会社 技研製作所	33．一般社団法人東北地域づくり協会	34．佐幸測量設計株式会社	35．一般財団法人 国土技術研究センター
36．一般財団法人河川情報センター	37．MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	38．りゅうちるネットワーク	39．スズキ株式会社	40．株式会社　東開技術	札幌市 41．勇建設株式会社	42．株式会社関口建設
43．一般社団法人　中国建設弘済会	札幌市 44．株式会社　福田水文センター	45．株式会社静岡新聞社	46．静岡放送株式会社	47．株式会社日立パワー ソリューションズ	48．三井住友海上火災保険株式会社	旭川市 49．アゼックス株式会社
50．飯田環境保全会	51．洪水予測データ活用型流域治水 共同研究メンバー	52．損害保険ジャパン株式会社	53．株式会社東京建設コンサルタント	54．株式会社毎日新聞社	55．特定非営利活動法人 日本トイレ研究所	56．やまがた メイカーズネットワーク
57．有限会社　久保田建設	58．株式会社テイデイイー	59．特定非営利活動法人 みさと田園空間クリエーターズ	札幌市 60．一般財団法人　石狩川振興財団	札幌市 61．株式会社　田中組	62．有限会社　モリケン	63．株式会社かみえちご測地

掲載URL：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html

※30．大日本ダイヤコンサルタント株式会社については、令和5年7月1日以降の企業名で認定

流域治水オフィシャルサポーター　一覧 2/2（R6.5.24時点）

国土交通省
北海道開発局
網走開発建設部

※道内の企業・団体では18者が応募・登録

６４．ダイホーコンサルタント株式会社	６５．株式会社　ダイワ技術サービス	６６．アース製薬株式会社	札幌市 ６７．共和コンクリート工業株式会社	６８．パシフィックコンサルタンツ株式会社	６９．一般社団法人　みなみあそ観光局	７０．セントラルコンサルタント株式会社
７１．株式会社エイト日本技術開発	７２．エヌエスティ・グローバリスト株式会社	７３．株式会社　川瀬組	７４．インフラテック株式会社	札幌市 ７５．株式会社リブテック	７６．株式会社プロテックエンジニアリング	江別市 ７７．草野作工株式会社
７８．オフィス気象キャスター株式会社	７９．公益社団法人全国土木コンクリートブロック協会	８０．アジア航測株式会社	８１．一般財団法人 日本気象協会	札幌市 ８２．株式会社ドーコン	８３．特定非営利活動法人 水・防災機構	８４．特定非営利活動法人 気象と地域防災フォーラム
８５．昭和コンクリート工業株式会社	８６．旭洋設備工業株式会社	８７．特定非営利活動法人 ウェザーフロンティア東海	８８．日之出水道機器株式会社	８９．特定非営利活動法人 気象キャスターネットワーク	９０．日本興業株式会社	９１．株式会社 日水コン
９２．一般社団法人 北陸地域づくり協会	９３．群馬県コンクリートブロック事業協同組合	９４．いであ株式会社	赤平市 ９５．植村建設株式会社	９６．乗田工業株式会社	新冠町 ９７．ケイセイマサキ建設株式会社	９８．株式会社建設技術コンサルタンツ
札幌市 ９９．岩田地崎建設株式会社	１００．八千代エンジニヤリング株式会社	１０１．株式会社ヤマチコーポレーション	１０２．一般社団法人 北部九州河川利用協会	１０３．東京海上日動火災保険株式会社	１０４．沖電気工業株式会社 ソリューション統合ＳＥ部	１０５．大和ハウス工業株式会社
１０６．西日本技術開発株式会社	１０７．株式会社吉田測量設計	１０８．山国川流域森林組合	１０９．株式会社　荏原製作所	札幌市 １１０．北土建設株式会社	１１１．特定非営利活動法人 信濃川大河津資料館友の会	計１１１企業・団体等

掲載URL：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html

自分事化の取組（③全国流域治水マップ）

別添４－３

流域治水の取組事例は、「**全国流域治水MAP**」にも掲載しています。
全国流域治水MAPは、流域治水オフィシャルサポーターに限らずどなたでも投稿いただけますので、是非投稿をご検討ください。

■掲載イメージ

■掲載ページURL

https://www.mlit.go.jp/river/kawanavi/pf/index.html

※投稿様式は上記URLからダウンロードいただけます。

■投稿方法

自分事化の取組（④流域治水優良事例集）

別添４－４

この優良事例集は、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を実践する際の参考となるよう、全国の優良事例、先進事例を取りまとめたものです。
取組の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめ、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待しています。

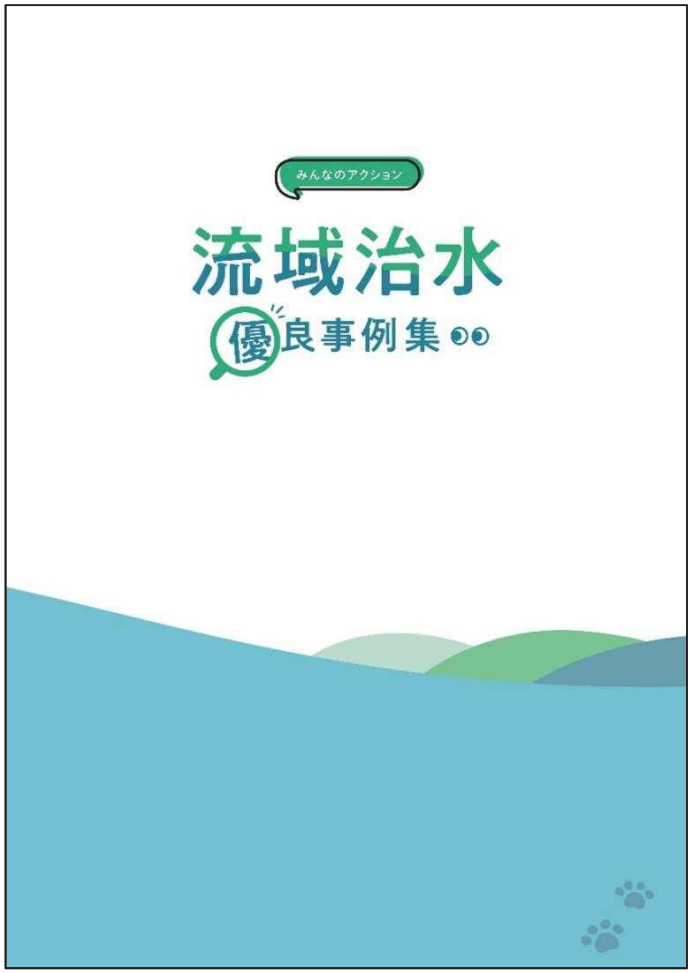

＜事例集の一部＞

流域治水優良事例集ホームページURL：
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/pdf/r512_jireisyuu_01.pdf

自分事化の取組（⑤官民連携による流域内の浸水状況把握）

別添４－５

官民連携で浸水状況をリアルタイムで把握する仕組みを作っています

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加して実証実験を実施中！

官民連携による浸水域把握（活用のイメージ）

浸水センサ

小型、低コストかつ長寿命で、流域内に多数の設置が可能な浸水センサ

・小型
・低コスト
・長寿命

実証実験に用いている６種類の浸水センサ

リアルタイムの浸水状況表示システム

各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム

※浸水センサ表示システムのイメージです。
現在は浸水センサ実証実験参加者限定で共有しています。

実証実験参加自治体の状況（R6.3.8 時点）

134自治体・38企業等が実証実験に参加中！

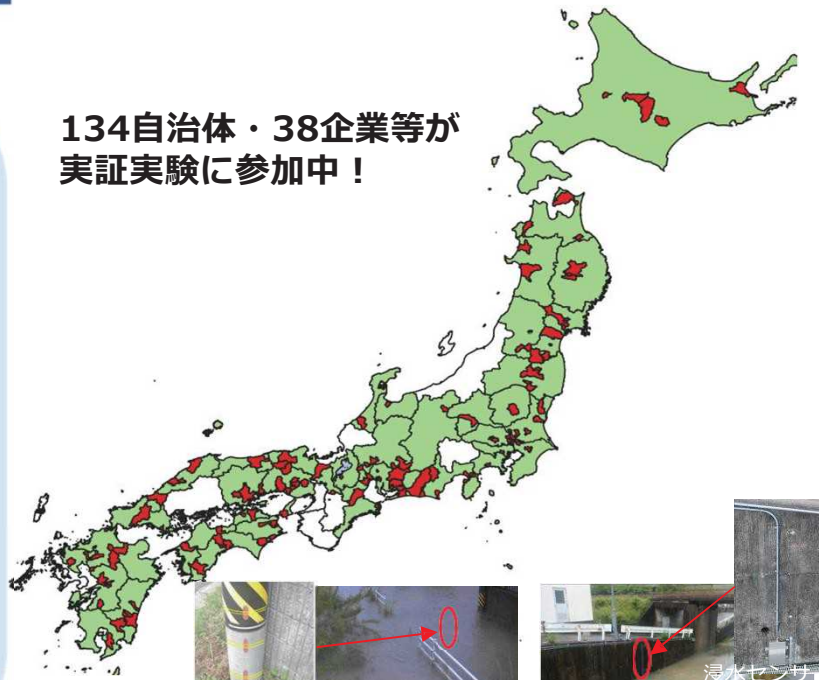

浸水検知状況（岡崎市）

浸水検知状況（美波町）

特徴的な参加者

自動販売機搭載型浸水センサ

【中央大学研究開発機構・（一財）河川情報センター・大塚ウェルネスベンディング（株）】

■浸水センサ実証実験の詳細は以下URLをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/river/gijutsu/wankoinsensa/index.html

自分事化の取組（⑥「重ねるハザードマップ」のユニバーサルデザイン化）

別添4－6

- 視覚障害者でも、音声読み上げソフトを利用することで自宅等の災害リスクを知ることができるよう「重ねるハザードマップ」を改良。（令和5年5月30日運用開始）
- アイコンや地図上をクリックしなくても**住所を入力**する、**または現在地を検索**するだけで、その地点の**災害リスクと災害時に取るべき行動**が自動的に**文章で表示**される機能を追加。

トップページの改良

- 音声読み上げに配慮したシンプルな構成
- 住所入力 または 現在地検索すると、地図画面に移り、その場 所の災害リスクが文章で表示される

文章による災害リスクの説明

- 浸水深だけでなく、浸水の程度（床下、床上、2階まで浸水など）を補足説明
- 災害時に取るべき行動（立退き避難の必要性、垂直避難や屋内安全確保の可 否など）を解説
- 取るべき行動に対応した背景色によりハザードレベルが一目で分かるよう表現

報道発表URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000209.html

自分事化の取組（⑦水防協力団体の指定）

別添４－７

水防管理者（市町村長）は、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」※を通年募集しており、令和５年12月には国土交通省が募集の協力を行いました。その結果、12 企業・団体が、新たに水防協力団体に指定されました。

※水防協力団体制度は、地域の水災防止体制を保持するため、水防管理者（市町村長等）が水防法に基づき民間企業、NPO、自治会等を指定する制度。

【令和５年度に新たに指定された水防協力団体】

北海道（3）　西江建設、宮坂建設工業（帯広市）
　　アラソフトウェア（北見市）

関　東（1）　久保田建設（群馬県千代田町）

中　部（1）　バローホールディングス（多治見市）

近　畿（5）　藤井組、ニュージェック、日本損害保険協会（淀川左岸水防事務組合）
　　大塚ウエルネスベンディング、
　　東京建設コンサルタント
　　（淀川左岸、淀川右岸、大和川右岸各水防事務組合）

四　国（2）　技研製作所（高知市）、
　　四国クリエイト協会（高知市など14市町村）

水防協力団体認定書交付式（多治見市）

水防協力団体認定書交付式（高知県いの町）

報道発表URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000228.html

今後のスケジュール

令和6年7月　第10回　湧別川、渚滑川流域治水協議会

↓

各自治体ヒアリングの実施

↓

令和7年1月～2月　各自治体フォローアップの実施

↓

令和7年2月　第11回　湧別川、渚滑川流域治水協議会（事前協議）

↓

令和7年3月　第11回　湧別川、渚滑川流域治水協議会